

～信州カラマツの故郷～ 佐久森林認証協議会  
安全管理規程  
（FM 森林施業安全管理仕様書）

## 7.1 安全管理規程策定の目的

～信州カラマツの故郷～佐久森林認証協議会（以下：「協議会」という。）は、FM 森林の整備における一連の作業に関し、「林業労働災害を発生させない」、「未然に防ぐ」等、林業の労働災害の防止に寄与することを目的として「～信州カラマツの故郷～佐久森林認証協議会安全管理規程（FM 森林施業安全管理仕様書）」を定める。

## 7.2 安全管理規程策定の運用

### 7-2-1 安全管理規程の適用

「～信州カラマツの故郷～佐久森林認証協議会 安全管理規程（FM 森林施業安全管理仕様書）」は、加盟者及び協議会の FM 森林の施業受託者が守らなければならないことを定める。加盟者及び施業実施者は、この規程を守らなければならない。本規程は、加盟者及び施業実施者に適用する。

### 7-2-2 FM 森林の整備委託事業における安全管理

加盟者は、FM 森林の整備を委託事業として実施する場合は、本規定を「FM 森林施業安全管理仕様書」として、委託者に示さなければならない。受託者は、本規定を遵守して、FM 森林の整備を実施する。

### 7-2-3 安全管理規程の運用

「～信州カラマツの故郷～佐久森林認証協議会 安全管理規程（FM 森林施業安全管理仕様書、第 1 章～第 7 章：第 1 条～第 300 条）」は、林業・木材製造業労働災害防止協会の平成 27 年 10 月 25 日適用の「林業・木材製造業労働災害防止規程」に準拠し、平成 29 年 10 月 26 日適用の同規程改定に伴い改定したものである。

協議会は、労働安全衛生規則等の改定があった場合は、速やかに本規定の改定を行う。

# ～信州カラマツの故郷～佐久森林認証協議会

## 安全管理規程（FM 森林施業安全管理仕様書）

### 目 次

#### 第1章 総則（第1条 - 第3条）

第1節 安全衛生管理体制等（第4条 - 第10条）

第2節 安全衛生教育（第11条）

第3節 林業の作業現場における緊急連絡体制（第12条 - 第17条）

#### 第2章 チェーンソー取扱い作業

第1節 チェーンソー取扱い作業（第18条 - 第30条）

第1款 通則

第2款 チェーンソー作業指針

第3款 健康管理

第2節 チェーンソーによる伐木、造材作業（第31条 - 第55条）

第1款 通則

第2款 チェーンソーによる伐木作業

第3款 チェーンソーによる造材作業

#### 第3章 木材伐出機械等

第1節 車両系木材伐出機械による作業（第56条 - 第123条）

第1款 通則

第2款 伐木等機械

第3款 走行集材機械

第4款 架線集材機械

第2節 簡易架線集材装置による作業（第124条 - 第151条）

第1款 通則

第2款 集材作業

第3節 林業架線作業（第152条 - 第211条）

第1款 通則

第2款 集材作業

第3款 運材作業

第4節 林業用単軌条運搬機の取扱い（第212条 - 第218条）

第1款 通則

第2款 単軌条運搬機の使用

#### 第4章 造林作業

第1節 通則（第219条 - 第228条）

第2節 地ごしらえ作業（第229条）

第3節 植付け作業（第230条）

第4節 刈払機による下刈り作業（第231条 - 第233条）

- 第5節 枝打ち等の高所作業（第234条）
- 第6節 薬剤散布作業（第235条）
- 第7節 刈払機取扱い作業（第236条 - 第250条）
  - 第1款 通則
  - 第2款 刈払機作業
  - 第3款 健康管理

## 第5章 木材加工作業

- 第1節 通則（第251条 - 第257条）
- 第2節 木材加工用機械等による危険の防止（第258条 - 第272条）
- 第3節 研削といしの使用（第273条 - 第276条）
- 第4節 積みおろし及び運搬作業（第277条 - 第283条）

## 第6章 フォークリフト作業等

- 第1節 通則（第284条 - 第291条）
- 第2節 フォークリフトの運転（第292条 - 第295条）
- 第3節 丸太の荷役（第296条 - 第299条）

## 第7章 実施を確保するための措置（第300条）

附 則

---

## 第1章 総 則

（趣 旨）

第1条 この規程は、林業・木材製造業の労働災害の防止に関し、～信州カラマツの故郷～佐久森林認証協議会（以下：「協議会」という。）の加盟者及び協議会の FM 森林の施業受託者（以下：施業実施者）が守らなければならないことを定めることにより、林業の労働災害の防止に寄与することを目的とする。

（遵守義務）

第2条 加盟者及び施業実施者は、この規程を守らなければならない。

（適用範囲）

第3条 この規程は、加盟者及び施業実施者に適用する。

### 第1節 安全衛生管理体制等

（安全衛生管理体制）

第4条 加盟者及び施業実施者は、関係法令の定めるところにより、当該事業場の業種及び規模に応じて、次の各号に掲げる安全衛生管理体制を整備しなければならない。

- (1) 総括安全衛生管理者、安全管理者、衛生管理者又は安全衛生推進者を選任し、作業者の危険又は健康障害を防止する等の業務を行わせること。
- (2) 産業医を選任し、健康管理等の業務を行わせること。

- (3) 当該作業の区分に応じて作業主任者を選任し、その作業を指揮する等の職務を行わせること。
- (4) 安全委員会及び衛生委員会を設け、安全又は衛生に関する事項を調査審議させ、加盟者及び施業実施者に対し意見を述べさせること。

（リスクアセスメントの実施）

- 第5条 加盟者及び施業実施者は、作業方法又は作業手順を新規に採用し、又は変更するとき等関係法令の定める時期に、建設物、設備、原材料、工具等による、又は作業行動その他業務に起因する危険性又は有害性等の調査（以下「リスクアセスメント」という。）を行い、その結果に基づいて、関係法令、通達及びこの規程に定める措置を講ずるほか、作業者の危険又は健康障害を防止するため必要な措置を講ずるように努めなければならない。
- 2 加盟者及び施業実施者は、リスクアセスメント実践マニュアル等を活用して、定期的にリスクアセスメントを行うように努めなければならない。
  - 3 加盟者及び施業実施者は、一定の危険有害性のある化学物質を取り扱う業務の作業方法や作業手順を新規に採用し、又は変更したときは、関係法令に定めるところにより、化学物質などによる危険性又は有害性の調査を行い、その結果に基づいて、必要な措置を講じなければならない。

（健康診断）

- 第6条 加盟者及び施業実施者は、関係法令の定めるところにより、常時使用する作業員に対し、健康診断を行わなければならない。
- 2 加盟者及び施業実施者は、前項の健康診断を受けた作業員に対し、当該健康診断の結果を遅滞なく通知しなければならない。

（過重労働による健康障害の防止）

- 第7条 加盟者及び施業実施者は、関係法令の定めるところにより、作業員が長時間労働し、かつ、疲労の蓄積が認められるときは、作業員の申出により、医師による面接指導を行わなければならない。

（快適な職場環境の形成）

- 第8条 加盟者及び施業実施者は、事業場の安全衛生の水準の向上を図るため、作業環境を快適な状態に維持管理すること等の措置を講ずることにより、快適な職場環境を形成するよう努めなければならない。

（危険予知活動等）

- 第9条 加盟者及び施業実施者は、危険予知ミーティング、指差し呼称を行う等の自主的労働災害防止活動の実施に努めなければならない。

（熱中症の予防）

- 第10条 加盟者及び施業実施者は、熱中症を予防するため、暑さ指数（WBGT 値）の活用、休憩設備の確保、休憩時間の確保等に努めるとともに、作業員の熱への順化の状態、水分・塩分の補給状態等の管理及び予防教育の実施に努めなければならない。

## 第2節 安全衛生教育

（安全衛生教育の実施）

- 第11条 加盟者及び施業実施者は、作業員を雇い入れたとき、又は作業の内容を変更したときは、

その作業員に対してその従事する業務に関する安全衛生教育を行わなければならない。

2 加盟者及び施業実施者は、危険又は有害な次の業務に作業員を就かせるときは、関係法令に定めるところにより、特別の教育を行わなければならない。

- (1) 最大積載荷重 1 トン未満のフォークリフトの運転の業務
- (2) 伐木等機械の運転の業務
- (3) 走行集材機械の運転の業務
- (4) 機械集材装置の運転の業務
- (5) 簡易架線集材装置又は架線集材装置の運転の業務
- (6) 立木の伐木の業務
- (7) チェーンソーを用いて行う伐木、造材の業務
- (8) つり上げ荷重が 5 トン未満のクレーンの運転の業務
- (9) つり上げ荷重が 1 トン未満の移動式クレーンの運転の業務
- (10) つり上げ荷重が 1 トン未満のクレーン又は移動式クレーンの玉掛けの業務

### 第 3 節 林業の作業現場における緊急連絡体制

（緊急連絡の方法等の決定、周知）

第 1 2 条 加盟者及び施業実施者は、あらかじめ、緊急時（労働災害の発生時、作業員の所在不明時等をいう。）に対処するため必要な次の事項について定めるとともに、その内容を山土場等連絡の際の拠点となる場所に掲示するなどにより作業員に周知させなければならない。

- (1) 作業場所における作業中の作業員相互の連絡方法
- (2) 緊急時における作業場所と山土場等連絡の際の拠点となる場所との連絡方法
- (3) 労働災害発生時における山土場等から事業場の事務所、消防機関等救急機関等への連絡方法
- (4) 労働災害発生時における被災作業員の災害発生場所から山土場等へ、山土場等から医療機関までの移送の方法
- (5) 作業現場に持ち込む負傷者の手当てに必要な救急用具及び材料（以下「救急用品」という。）の内容等

（連絡責任者の選任）

第 1 3 条 加盟者及び施業実施者は、作業現場ごとに、連絡責任者を選任し、その氏名を関係作業員に周知させなければならない。

（緊急連絡の方法等の確認）

第 1 4 条 加盟者及び施業実施者は、作業現場において作業を行うときは、その作業を開始する前に次の事項を行わなければならない。

- (1) 連絡責任者に緊急時における連絡方法の確認をさせること。
- (2) 連絡方法として通信機器を使用する場合には、その機能を確認すること。
- (3) 作業現場に持ち込む救急用品の種類及び数量を確認すること。

（連絡責任者に行わせる安全の確認）

第 1 5 条 加盟者及び施業実施者は、連絡責任者に、作業現場において次の事項を行わせなければならない。

- (1) 事業場の事務所との連絡に携帯電話等の無線機器を使用する場合は、あらかじめ、作業現場から事業場の事務所への通信が可能である位置を確認しておくこと。
- (2) 作業員に対し、作業中の作業員相互の連絡方法として定めた方法による連絡で、相互の連絡が



取れることを確認させること。

- (3) 作業者が所在不明となった場合で労働災害等の可能性があるときは、直ちに捜索を開始すること。

(作業者に行為させる安全の確認)

第16条 加盟者及び施業実施者は、作業者に、作業現場において次の事項を行わせなければならない。

- (1) 連絡責任者の指示に従って作業相互の連絡を行い、相互の安全を確認すること。
- (2) 作業相互の連絡において応答がない場合、他の作業者に何らかの異常が発生したことが考えられる場合には、当該作業者の作業場所に行く等により異常の有無を確認すること。この場合、異常があれば直ちに連絡責任者に連絡をすること。

(労働災害発生時の連絡等)

第17条 加盟者及び施業実施者は、労働災害が発生したときは、連絡責任者及び作業者に次の事項を行わせなければならない。

- (1) 労働災害の発生を発見した作業者は、直ちに連絡責任者に被災の程度、救急車の必要の有無等を連絡すること。
- (2) 労働災害発生時における連絡方法として定めた方法により、原則として連絡責任者が、事業場bの事務所、消防機関等救急機関等に所要の連絡を行うこと。また、この場合必要に応じ消防機関等救急機関に応急処置、被災作業者の移送方法等について指示を求めること。
- (3) 連絡責任者は、必要に応じ、当該現場の作業者に労働災害の発生を知らせるとともに、応急措置の実施、山土場等への被災作業者の移送等被災状況に応じた措置を講ずること。

## 第2章 チェーンソー取扱い作業

### 第1節 チェーンソー取扱い作業

#### 第1款 通則

(チェーンソーの選定基準)

第18条 加盟者及び施業実施者は、平成21年7月10日付け基発0710第1号「チェーンソー取扱い作業指針について」で示されたとおり、次に定めるところによりチェーンソーを選定しなければならない。

- (1) 日振動ばく露量A(8)が、日振動ばく露限界値(5.0m/s<sup>2</sup>)を超えることがないように振動ばく露時間の抑制、低振動のチェーンソーの選定を行うこと。
- (2) 日振動ばく露限界値(5.0m/s<sup>2</sup>)を超えない場合であっても、日振動ばく露対策値(2.5m/s<sup>2</sup>)を超える場合は、振動ばく露時間の抑制、低振動のチェーンソーの選定を行うこと。
- (3) できるだけ軽量の機種を選択すること。
- (4) 大型のチェーンソーは大径木の伐倒等やむを得ない場合に限り用いること。
- (5) 伐木造材を行う原木の径に適合した長さのガイドバーの機種を選択すること。

(作業計画)

第19条 加盟者及び施業実施者は、チェーンソーを用いて作業を行う場合には、次に定めるところによらなければならない。

- (1) 作業開始前に、振動ばく露時間を踏まえた作業計画を作成し、書面等により作業者に周知するとともに、適切な人員配置を行う等チェーンソーの取扱いによる労働災害を防止するための措置を講ずることによりチェーンソーの取扱いによる労働災害の防止に努めること。
- (2) 伐倒、集材、運材等を計画的に組み合わせること、又はチェーンソーを取り扱わない日を設けることにより、1週間の振動ばく露時間の平準化を図ること。

（目立て機器の備付け）

第20条 加盟者及び施業実施者は、チェーンソーを用いて作業を行う場合には、チェーンソーの目立てを行うための機器を備え付けなければならない。

（服装等）

第21条 加盟者及び施業実施者は、チェーンソーを用いて作業を行う場合には、作業者に、次に掲げる事項を守らせなければならない。

衣服は、刃物、工具、危険な動植物、枝条等と皮膚との接触を防ぐため、皮膚の露出を避け、身体にあった袖締まりのよい長袖の上衣及び裾締まりのよい長ズボンを着衣すること。

2 加盟者及び施業実施者は、チェーンソーを用いて作業を行う場合には、作業者に、次の各号に掲げる保護具を着用させなければならない。

- (1) 保護帽
- (2) 防振及び防寒のための手袋
- (3) 耳覆い等の防音具
- (4) 保護網又は保護眼鏡等
- (5) ソーチェーンによる損傷を防ぐ保護部材が入った安全靴又は同等以上の性能を有するもの
- (6) その他滑り止め等必要な保護具

3 加盟者及び施業実施者は、作業者に、チェーンソーによる切り傷防止のため、ソーチェーンによる損傷を防ぐ保護部材が前面に入った防護ズボン又は同等以上の性能を有するものを着用させなければならない。

4 加盟者及び施業実施者は、作業者に、既に刃が当たって繊維が引き出されたものなど、防護性能が低下しているものを使用させてはならない。

5 加盟者及び施業実施者は、蜂刺されのおそれのある場所で作業させる場合は、あらかじめ作業者に医師による蜂アレルギーの検査又は診察を受けさせ、重篤なアレルギー反応を起こす可能性のある作業には、アドレナリンの自己注射器の処方及び交付を受けさせた後、当該作業地に携行させなければならない。

（振動工具管理責任者の選任及び職務）

第22条 加盟者及び施業実施者は、チェーンソーを使用する事業場については、振動工具管理責任者を選任しなければならない。

2 加盟者及び施業実施者は、振動工具管理責任者にチェーンソーの点検・整備状況を定期的に確認させ、その状況を平成21年7月10日付け基発0710第5号「振動障害総合対策の推進について」の別紙1の第1の3の(1)で示された振動工具自主点検表（チェーンソー用）に記録しなければならない。

（点検、整備）

第23条 加盟者及び施業実施者は、作業者が使用するチェーンソーについて、点検項目を定め、その項目について、作業者に、始業時、毎週1回、1月を超えない期間ごとに1回、点検を行わせなければならない。



2 加盟者及び施業実施者は、前項の点検により異常が認められたときは、直ちに補修、その他必要な措置を講じなければならない。

（目立て）

第24条 加盟者及び施業実施者は、作業者に、適正なやすりを用いて作業中随時、ソーチェーンの目立てを行わせ常に最良の状態で使用させなければならない。

（予備のソーチェーンの携行）

第25条 加盟者及び施業実施者は、チェーンソーを用いて作業を行う場合には、作業者に、予備のソーチェーンを携行させなければならない。

## 第2款 チェーンソー作業指針

（操作時間）

第26条 加盟者及び施業実施者は、チェーンソーを用いて作業を行う場合には、平成21年7月10日付け基発0710第1号「チェーンソー取扱い作業指針について」で示されたとおり、作業者に、チェーンソーの操作時間について、次の各号に掲げる事項を守らせなければならない。

- (1) 日振動ばく露限界値（A（8）：5.0m/s<sup>2</sup>）に対応した1日の振動ばく露時間（以下「振動ばく露限界時間」という。）が2時間を超える場合は、当面、1日の振動ばく露時間を2時間以下とすること。
- (2) 「周波数補正振動加速度実効値の3軸合成値」が把握できないチェーンソーは、類似のチェーンソーの「周波数補正振動加速度実効値の3軸合成値」を参考に振動ばく露限界時間を算出し、これが2時間を超える場合には、1日の振動ばく露時間を2時間以下のできる限り短時間とすること。
- (3) チェーンソーの一連続ばく露時間は、10分以内とすること。

（作業方法等）

第27条 加盟者及び施業実施者は、チェーンソーを用いて作業を行う場合には、その作業方法等について、作業者に、次の各号に掲げる事項を守らせなければならない。

- (1) チェーンソーを始動させるときは、ソーチェーンに接触する物がないことを、あらかじめ確認するとともに、原則として、チェーンソーを地面に置き、保持して始動すること。
  - (2) 燃料その他の可燃性の物の付近では、チェーンソーを運転しないこと。
  - (3) チェーンソーを無理に木に押しつけないこと。
  - (4) チェーンソーを用いるときは、前ハンドルと後ろハンドルに親指を回して確実に保持し、ひじや膝を軽く曲げて持ち、かつ、チェーンソーを木にもたせかけるようにして、チェーンソーの重量をなるべく木で支えさせるようにし、作業者のチェーンソーを支える力を少なくすること。  
なお、チェーンソーを肩より高く上げて作業をしないこと。
  - (5) 移動の際はチェーンソーの運転を止め、かつ、使用の際には高速の空運転を極力避けること。
  - (6) チェーンソーに燃料を補給するときは、エンジンを止め、かつ、チェーンソーを水平な場所で安定した状態に置くこと。
  - (7) チェーンソーのエンジンがかかっている間は、防振のための手袋を着用するとともに耳覆い等の保護具を用いること。
  - (8) 下草払い、小枝払い等は、手のこ、なた等の手工具を用い、チェーンソーの使用をできる限り避けること。
- 2 加盟者及び施業実施者は、チェーンソーを用いて作業を行っている作業者の周辺に、その他の作業者を立ち入らせてはならない。

### 第3款 健康管理

（寒冷時等における措置）

第28条 加盟者及び施業実施者は、寒冷時にチェーンソーを用いて作業を行う場合には、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) ストーブ等の暖房施設を有する休息のための施設を設けること。
  - (2) 作業者の身体の保温について必要な指導を行うこと。
- 2 雨の中の作業等作業者の身体を冷やすこととなる作業は、努めて避けるようにしなければならない。

（体操の実施）

第29条 加盟者及び施業実施者は、チェーンソーを用いて作業を行う場合には、作業者に、作業開始前、作業中の適当なとき及び作業終了後に、首及び肩の回転、ひじ、手及び指の屈伸、腰の曲げ伸ばし、腰の回転等の体操等を行わせなければならない。

（特定業務従事者の健康診断）

- 第30条 加盟者及び施業実施者は、常時チェーンソーを用いて作業を行う場合には、作業者に対し、チェーンソー取扱い作業に就くこととなったとき及びその後6月以内ごとに1回、昭和45年2月28日付け基発第134号（改正、昭和48年10月18日付け基発597号）「チェーンソー使用に伴う振動障害の予防について」に定める項目について、医師による健康診断を受けさせなければならない。
- 2 加盟者及び施業実施者は、昭和50年10月20日付け基発第610号（改正、平成21年7月10日付け基発第0710第1号）「チェーンソー取扱い業務に係る健康管理の推進について」に基づき、健康管理区分に基づく適切な事後措置及び配置時の措置等を行わなければならない。

## 第2節 チェーンソーによる伐木、造材作業

### 第1款 通則

（就業の制限）

第31条 加盟者及び施業実施者は、次の各号に掲げる業務（労働安全衛生規則（昭和47年労働省令第32号。以下「安衛則」という。）第36条第8号）を行う場合には、安全衛生特別教育規程（昭和47年労働省告示第92号。以下「特別教育規程」という。）第10条に定める特別教育を終了したもの（以下「安衛則第36条第8号に係る特別教育修了者」という。）でなければ、その業務に就かせてはならない。

- (1) 胸高直径が70センチメートル以上の立木の伐木の業務
  - (2) 胸高直径が20センチメートル以上であって、かつ、重心が著しく偏している立木の伐木の業務
  - (3) つり切りその他特殊な方法による伐木の業務
  - (4) かかり木であって、かかっている木の胸高直径が20センチメートル以上であるものの処理の業務
- 2 加盟者及び施業実施者は、チェーンソーを用いて行う立木の伐木、かかり木の処理又は造材の業務（前項に掲げる業務を除く。）（安衛則第36条第8号の2）を行う場合には、特別教育規程第10条の2に定める特別教育を終了した者でなければ、その業務に就かせてはならない。

（作業用具の点検等）

第32条 加盟者及び施業実施者は、おの、なた等の作業用具を用いて作業を行う場合には、作業者に、それらの異常の有無を点検させなければならない。

- 2 加盟者及び施業実施者は、点検により異常が認められたときは、直ちに補修、その他必要な措置を講じなければならない。

（作業用具及び機械の刃部の覆い）

第33条 加盟者及び施業実施者は、作業者に、おの、のこぎり、チェーンソー等の作業用具及び機械を運搬させる場合には、作業用具及び機械の刃部に覆いを付けさせなければならない。

（足元の整理）

第34条 加盟者及び施業実施者は、チェーンソーによる伐木又は造材の作業を行う場合には、作業者に安定した姿勢で作業ができるよう足元を整えさせなければならない。

（山割り）

第35条 加盟者及び施業実施者は、山割りをする場合には、原木が転落し、又は滑ることによる危害を防止するため、地形等によりやむを得ない場合を除き、縦割りとしなければならない。

（上下作業の禁止）

第36条 加盟者及び施業実施者は、作業中原木が転落し、又は滑ることによって危険が予想される斜面の下に作業者を立ち入らせてはならない。

（近接作業の禁止）

第37条 加盟者及び施業実施者は、立木を伐倒する場合には、近傍の他の作業者を立木の樹高の2倍以上離れさせなければならない。

- 2 加盟者及び施業実施者は、近接して伐倒作業を行う場合は、高い方の樹高の2.5倍以上離れて作業させなければならない。

また、それぞれの伐倒者の退避場所の選定の際には、前項の立入禁止区域内に入らないように、退避場所を確保させなければならない。

（危険標識の設置）

第38条 加盟者及び施業実施者は、伐木又は造材の作業を行う場合には、危険が予想される通路、搬出路等の近くに作業中等の危険標識を設けなければならない。

（悪天候時の作業の禁止）

第39条 加盟者及び施業実施者は、強風、大雨、大雪等の悪天候のため危険が予想される場合には、作業者に、伐木又は造材の作業を行わせてはならない。

## 第2款 チェーンソーによる伐木作業

（指示を要する伐木）

第40条 加盟者及び施業実施者は、次の各号に掲げる業務に就かせる場合には、安衛則第36条第8号に係る特別教育修了者のうちから技能を選考のうえ、会員又は施業実施者が指名した者に、伐倒による危害を防止するための必要な事項を指示させなければならない。

- (1) 控索を使用して行う伐木の業務
- (2) 安全帯を使用して行う伐木の業務
- (3) 伐倒の際に危害を及ぼすおそれのあるあばれ木又は空洞木の伐木の業務
- (4) 重心が伐倒方向に対して著しく偏在している木の伐木の業務

- (5) かかり木となるおそれのある木の伐木の業務
- (6) かかり木の処理の業務

（かかり木の処理）

第41条 加盟者及び施業実施者は、かかり木が生じた場合には、作業者に当該かかり木を速やかに処理させるとともに、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 当該かかり木の処理の作業について安全な作業をさせるため次のアからオまでの事項を行わせること。
  - ア 当該かかり木の径級、状況、作業場所及び周囲の地形等の状況を確認すること。
  - イ 当該かかり木が生じた後速やかに、当該かかり木により危険を生ずるおそれのある場所から安全に退避できる退避場所を選定すること。
  - ウ 当該かかり木の処理の作業の開始前又は開始後において、当該かかり木がはずれ始め、労働者に危険が生ずるおそれがある場合、イで選定した退避場所に労働者を退避させること。
  - エ かかり木が生じた後、やむを得ず当該かかり木を一時的に放置する場合を除き、当該かかり木の処理の作業を終えるまでの間、当該かかり木の状況について常に注意を払うこと。
  - オ やむを得ずかかり木を一時的に放置する場合、当該かかり木による危険が生ずるおそれがある場所に作業者等が近づかないよう、標識の掲示、テープを回すこと等の立入禁止の措置を講じさせること。
- (2) 作業は、できるだけ2人以上の組となるように調整すること。
- (3) 機械器具等は、次のアからウまでに掲げる場合に依じて使用し、安全な作業方法により処理すること。
  - ア 当該かかり木の胸高直径が20センチメートル未満であって、かつ、当該かかり木が容易に外れることが予想される場合は、木回し、フェリングレバー、ターニングストラップ、ロープ等を使用して、かかり木を外すこと。
  - イ 当該かかり木の胸高直径が20センチメートル以上である場合又はかかり木が容易に外れないことが予想される場合は、けん引具等を使用し、当該かかり木を外すこと。
  - ウ 第57条第1項に規定する車両系木材伐出機械、機械集材装置、簡易架線集材装置等を使用できる場合には、原則として、これらを使用して、当該かかり木を外すこと。
- 2 作業者は、かかり木の処理について、次のアからオまでに掲げる事項を行ってはならない。
  - ア かかられている木を伐倒することにより、かかり木全体を倒すこと。
  - イ 他の立木を伐倒し、かかり木に激突させることにより、かかり木を外すこと。
  - ウ かかり木を元玉切りし、地面等に落下させることにより、かかり木を外すこと。
  - エ かかり木を肩に担ぎ、移動すること等により、かかり木を外すこと。
  - オ かかられている木に上り、かかり木又はかかられている木の枝条を切り落とすこと等により、かかり木を外すこと。

（伐倒作業前の準備）

第42条 加盟者及び施業実施者は、伐倒作業に当たり、作業者に次の事項について事前に確認させ、必要な措置を行った後に伐採させなければならない。

- (1) 林道、歩道等の通行路及び周囲の作業者の位置、地形、転石、風向、風速等を確認すること。
- (2) 立木の樹種、重心、つるがらみや枝がらみの状態、頭上に落下しそうな枯損木、枯れ枝等の有無を確認すること。
- (3) 跳ね返りや落下、倒木等による危険の可能性のある立木、枝、枯損木等については事前に確認すること。



- (4) 伐倒方向を確認すること。なお、伐倒方向は、斜面下方に対し45度から105度までの方向を原則とすること。
- (5) かん木、枝条、ササ、つる、浮石等で、伐倒の際その他作業中に危険を生ずるおそれのあるものを確認すること。

（枝がらみの木、つるがらみの木の伐倒）

第43条 加盟者及び施業実施者は、枝がらみの木を伐倒する場合には、作業者に、できる限り伐倒前からかかっている枝を取り除かせなければならない。取り除くことができない場合には、次の各号に掲げる事項を行わせなければならない。

- (1) 枝がらみの木が斜面の上下に位置しているときは、下方の木から伐倒すること。
  - (2) 枝がらみの木が斜面の左右に位置しているときは、小さい方の木から、枝がらみの反対の方向へ伐倒すること。
- 2 加盟者及び施業実施者は、つるがらみの木を伐倒する場合には、作業者に、できる限り伐倒前につる類を取り除かせなければならない。事前に取り除くことができない場合には、同じ方向に同時に伐倒することとし、まず、伐倒方向の側にある木の受け口を大きめに作り、追い口を切り、くさびを打って重心を移動させておき、次に他の木を、先にくさびを打ったままにしておいた木の方向に倒し、同時に伐倒させなければならない。

（障害物の取り除き）

第44条 加盟者及び施業実施者は、伐木の作業を行う場合には、作業者に、それぞれの立木について、かん木、枝条、つる、ささ、浮石等で伐倒等の際に危害を受けるおそれのあるものを、あらかじめ、取り除かせなければならない。

（退避場所の選定）

第45条 加盟者及び施業実施者は、伐木の作業を行う場合には、作業者に、あらかじめ、退避場所を選定させ、かつ、伐倒の際に迅速に退避させなければならない。

2 加盟者及び施業実施者は、前項の退避場所は、伐倒方向の反対側で、伐倒木から十分な距離があり、かつ、立木の陰等の安全なところでなければならない。ただし、上方向に伐倒する場合、その他やむを得ない場合は、退避場所を伐倒方向の横方向とすることができる。

（退避路の整理）

第46条 加盟者及び施業実施者は、前条の退避場所に通ずる退避路について、作業者に、次の各号に掲げる事項を行わせなければならない。

- (1) 枝条、ささ等で退避の際に危害を及ぼすおそれがあるものを取り除くこと。
- (2) 積雪がある場合には、雪を十分踏み固め、退避が円滑にできるようにすること。

（受け口及び追い口）

第47条 加盟者及び施業実施者は、チェーンソーによる伐木の作業を行う場合には、作業者に、それぞれの立木について、次の各号に掲げる事項を行わせなければならない。

- (1) 受け口の深さは、伐根直径（根張りの部分を除いて算出するものとする。）の4分の1以上とすること。ただし、胸高直径が70センチメートル以上であるときは、3分の1以上とすること。
- (2) 受け口の下切り面と斜め切り面とのなす角度は、30度以上45度以下とすること。受け口の下切りと斜め切りの終わりの部分を一致させること。
- (3) 追い口の位置は、受け口の高さの下から3分の2程度の高さとし、水平に切り込むこと。

(4) 追い口切りの切り込みの深さは、つるの幅が伐根直径の10分の1程度残るようにし、切り込み過ぎないこと。

(くさびの使用)

第48条 加盟者及び施業実施者は、チェーンソーによる伐木の作業を行う場合において、伐倒しようとする立木の重心が偏しているもの、あるいは、胸高直径が20センチメートル以上のものを伐倒しようとするときは、作業者に、くさびを2本以上用いること等立木が確実に伐倒方向に倒れるような措置を講じさせなければならない。

2 加盟者及び施業実施者は、作業者に前項の作業を行わせる場合には、次の各号に掲げる事項を行わせるよう努めなければならない。

(1) くさびは立木の大きさに応じて本数を増やすこと。

(2) くさびの打ち込み時のずれ及び凍結時の抜けの防止のため、表面を滑りにくく加工したくさびを使用すること。

(伐倒合図)

第49条 加盟者及び施業実施者は、チェーンソーによる伐木の作業を行う場合には、伐倒について予備合図、本合図、終了合図を定め、かつ、作業者に、これらの合図を周知させなければならない。

(合図確認と指差し呼称)

第50条 加盟者及び施業実施者は、チェーンソーによる伐木の作業を行う場合には、作業者に、次の各号に掲げる事項を行わせなければならない。

(1) 予備合図を行うこと。

(2) 他の作業者が退避したことを応答合図により確認すること。

(3) 本合図及び指差し呼称による確認を行った後、伐倒者以外の作業者が、立入禁止区域より確実に退避したことを確認してから伐倒すること。

(4) 伐倒を完了した後、終了合図をすること。

### 第3款 チェーンソーによる造材作業

(作業者の指名)

第51条 加盟者及び施業実施者は、安衛則第36条第8号に係る特別教育修了者のうちから技能を選考のうえ、加盟者又は施業実施者が指名した者でなければ風雪等により転倒した木、又は折損した木であって、乱積（やがら）になったものの造材の業務に就かせてはならない。

(原木の転落防止)

第52条 加盟者及び施業実施者は、造材の作業を行う場合には、作業者に、造材しようとする原木が転落する危険がないかを点検させ、転落する危険が予想されるときは、杭止め等の措置を講じさせなければならない。

2 加盟者及び施業実施者は、玉切りした原木が転落するおそれがある場合には、作業者に、その原木を安定した位置に移すこと等の措置を講じさせなければならない。

(障害物の取り除き)

第53条 加盟者及び施業実施者は、造材の作業を行う場合には、作業者に、おの、のこぎり、チェーンソー等の操作を阻害するおそれのあるかん木、枝条等を、あらかじめ、取り除かせなければならない。



（作業者の位置等）

第54条 加盟者及び施業実施者は、斜面で玉切りの作業を行う場合において、原木を切り落とすときは、作業者に、原木の上方で作業を行わせ、かつ、作業者に、足先を原木、チェーンソーの下に入れさせてはならない。

（枝払い作業）

第55条 加盟者及び施業実施者は、枝払いの作業を行う場合には、作業者に、地面に接して原木を支えている枝は、玉切りをし、原木を安定させた後に、切り払わせなければならない。

2 加盟者及び施業実施者は、複数の作業者に、同時に同一の原木の枝払い作業をさせてはならない。

### 第3章 木材伐出機械等

#### 第1節 車両系木材伐出機械による作業

##### 第1款 通則

（就業の制限）

第56条 加盟者及び施業実施者は、次の各号に掲げる業務を行う場合には、それぞれ当該各号に掲げる特別教育を修了した者でなければ、当該各号に掲げる業務に就かせてはならない。

- (1) 伐木等機械（伐木、造材又は原木若しくは薪炭材の集積を行うための機械であって、動力を用い、かつ、不特定の場所に自走できるものをいう。以下同じ。）の運転（道路上を走行させる運転を除く。）の業務（安衛則第36条第6号の2）安全衛生特別教育規程第8条の2
- (2) 走行集材機械（車両の走行により集材を行うための機械であって、動力を用い、かつ、不特定の場所に自走できるものをいう。以下同じ。）の運転（道路上を走行させる運転を除く。）の業務（安衛則第36条第6号の3）安全衛生特別教育規程第8条の3
- (3) 簡易架線集材装置（集材機、架線、搬器、支柱及びこれらに附属する物により構成され、動力を用いて、原木等を巻き上げ、かつ、原木等の一部が地面に接した状態で運搬する設備をいう。以下同じ。）の運転又は架線集材機械（動力を用いて原木等を巻き上げることにより当該原木等を運搬するための機械であって、動力を用い、かつ、不特定の場所に自走できるものをいう。以下同じ。）の運転（道路上を走行させる運転を除く。）の業務（安衛則第36条第7号の2）安全衛生特別教育規程第9条の2

（調査及び記録）

第57条 加盟者及び施業実施者は、車両系木材伐出機械（伐木等機械、走行集材機械及び架線集材機械（機械集材装置又は簡易架線集材装置の集材機として用いている場合を除く。）をいう。以下同じ。）を用いて作業を行う場合には、あらかじめ、次の各号に掲げる事項を調査し、その結果を記録しておかなければならない。

- (1) 地山の地形、地質、き裂、含水、湧水、凍結等の状況
- (2) 架空電線等の有無の状況
- (3) 既設の道路、林道及び作業道の状況
- (4) 立木及び取り扱う原木の形状、種類、径、高さ及び重量

（作業計画）

第58条 加盟者及び施業実施者は、車両系木材伐出機械による作業を行う場合には、前条の調査結果により、知り得たところに適応する作業計画を定め、かつ、当該作業計画に基づき作業を行わなければならない。

2 前項の作業計画は、次の事項が示されたものでなければならない。

- (1) 使用する車両系木材伐出機械の種類及び能力
  - (2) 車両系木材伐出機械の運行経路
  - (3) 車両系木材伐出機械による作業の方法及び場所
- 3 加盟者及び施業実施者は、第1項の作業計画を定めたときは、前項第2号及び第3号の事項について関係労働者に周知させなければならない。

（作業指揮者）

第59条 加盟者及び施業実施者は、車両系木材伐出機械による作業を行う場合は、当該作業の指揮者を定め、その者に前条の作業計画に基づく作業の指揮を行わせなければならない。ただし、伐木等機械及び単独作業の場合はその限りでない。

（服装等）

第60条 加盟者及び施業実施者は、車両系木材伐出機械による作業を行う場合には、作業者に、次の各号に掲げる事項を守らせなければならない。

- (1) 袖締まり、裾締まりのよい服装を着用する等安全な作業を行うことができる服装とすること。
  - (2) 保護帽を着用すること。
  - (3) 滑るおそれがなく、かつ、脱げにくい履物を使用すること。
- 2 加盟者及び施業実施者は、蜂刺されのおそれのある場所で作業をさせる場合は、あらかじめ作業者に医師による蜂アレルギーの検査又は診察を受けさせ、重篤なアレルギー反応を起こす可能性のある作業には、アドレナリンの自己注射器の処方及び交付を受けた後、当該作業地に携行させなければならない。

（悪天候時の作業禁止）

第61条 加盟者及び施業実施者は、強風、大雨、大雪等の悪天候のため、車両系木材伐出機械を用いる作業の実施について、危険が予想されるときは、当該作業に作業者を従事させてはならない。

（前照灯の設置）

第62条 加盟者及び施業実施者は、車両系木材伐出機械による作業を行う場合、前照灯を備えたものでなければ使用してはならない。ただし、作業を安全に行うため必要な照度が保持されている場所においては、この限りでない。

（ヘッドガード）

第63条 加盟者及び施業実施者は、フェラーバンチャ、ハーベスタ、木材グラップル機等の伐倒や集積等を行う車両系木材伐出機械については、伐倒木、原木、落石などの落下物から運転者を守るため、堅固なヘッドガードを備えたものでなければ使用してはならない。ただし、原木等の落下により運転者に危険を及ぼすおそれのないときは、この限りでない。

（防護柵等）

第64条 加盟者及び施業実施者は、車両系木材伐出機械については、原木等の飛来等により運転者に危険を及ぼすおそれのあるときは、運転者席の防護柵等当該危険を防止するための設備を備えたものでなければ使用してはならない。

- 2 加盟者及び施業実施者は、伐木等機械及び架線集材機械について、乗車席で作業装置の運転を行う場合は、フロントガードを備えたものでなければ使用してはならない。

（制限速度）

第65条 加盟者及び施業実施者は、車両系木材伐出機械（最高速度が毎時10キロメートル以下の

ものを除く。)を用いて作業を行うときは、あらかじめ、当該作業に係る場所の地形、地盤の状態、機械の能力等に応じた制限速度を定めなければならない。

2 加盟者及び施業実施者は、運転者に前項で定めた速度以下で作業を行わせなければならない。

(車両系木材伐出機械の走行路の確保等)

第66条 加盟者及び施業実施者は、車両系木材伐出機械の走行路について、作業者に、次の各号に掲げる事項を行わせなければならない。

- (1) 走行路は、車両系木材伐出機械が安全に走行できる幅員とし、少なくとも車両系木材伐出機械の接地幅の1.2倍以上、走行路の曲線部は必要に応じて幅員を大きくすること。
- (2) 斜面を横断する走行路の盛土路面については必要な補強措置を講ずること。
- (3) 走行路の勾配は、使用する車両系木材伐出機械の能力に応じて決定すること。
- (4) 木橋等は、車両系木材伐出機械の走行に耐えられる材料及び構造とすること。
- (5) 走行路は、凹凸のないよう整地しておくとともに、根株、岩石等は、走行に支障のないように、あらかじめ、除去しておくこと。
- (6) 土場は、土砂の崩壊、落石、流水等のおそれのない場所を選定し、車両系木材伐出機械及び貨物自動車の方向転換が安全にできる広さを確保すること。
- (7) 走行路を確保するための作業を行うときは、作業現場の崩壊及び浮石等の落下の防止に配慮すること。

(転倒時保護)

第67条 加盟者及び施業実施者は、傾斜地等であって、車両系木材伐出機械の転倒又は転落により運転者に危険が生ずるおそれのある場所においては、転倒時保護構造を有し、かつシートベルトを有するものを使用するように努めるとともに、作業者にシートベルトを使用させるように努めなければならない。

(誘導者の配置)

第68条 加盟者及び施業実施者は、路肩等で車両系木材伐出機械を用いて作業を行う場合において、車両系木材伐出機械の転倒又は転落により運転者に危険が生ずるおそれがあるときは、誘導者を配置して車両の誘導を行わせなければならない。

(作業の合図)

第69条 加盟者及び施業実施者は、車両系木材伐出機械による作業を行う場合には、一定の合図を定め、運転者及び作業者にこの合図を行わせなければならない。

(立入禁止)

第70条 加盟者及び施業実施者は、車両系木材伐出機械を用いて作業を行うときは、運転中の車両系木材伐出機械又は取り扱う原木等と接触のおそれや飛来、落下等の危険が生ずるおそれのある箇所作業者を立ち入らせてはならない。

(ブーム、アームの降下等による危険の防止)

第71条 加盟者及び施業実施者は、車両系木材伐出機械については、そのブーム、アーム等又はこれらにより支持されている原木等の下に労働者を立ち入らせてはならない。ただし、修理、点検等の作業を行う場合においてブーム、アーム等が不意に降下することを防ぐため、安全支柱、安全ブロック等を使用させるときはこの限りではない。

（走行の運転位置を離れる場合の措置）

第72条 加盟者及び施業実施者は、車両系木材伐出機械の運転者が走行のための運転位置から離れるときは、その運転者に、次の各号に掲げる事項を行わせなければならない。ただし、走行のための運転位置と作業装置の運転位置が異なる場合であって、作業者が作業装置の運転位置において作業装置を運転し、又は運転しようとしている場合はこの限りでない。

- (1) 木材グラップル等の作業装置を最低降下位置（荷台を備える車両系伐出機械の木材グラップルであっては荷台上の最低降下位置）まで下ろすこと。
- (2) 車両の停止状態を保持するため駐車ブレーキを確実にかける等の車両の逸走を防止する措置を講じること。
- (3) エンジンを止めること。

2 加盟者及び施業実施者は、前項のただし書きの場合で、運転者が走行のための運転位置から離れるときは、その運転者に駐車ブレーキを確実にかける等の車両の逸走防止を行う措置を講じなければならない。

（作業装置の運転位置からの離脱の禁止）

第73条 加盟者及び施業実施者は、前条第1項ただし書きの場合であって、車両系木材伐出機械の走行のための運転位置と作業装置の運転位置が異なる場合について、作業装置が運転されている間は、運転者をその運転位置から離れさせてはならない。

2 運転者は、前項の作業装置を運転している間は、その運転位置から離れてはならない。

（車両系木材伐出機械の移送）

第74条 加盟者及び施業実施者は、車両系木材伐出機械の移送に当たり、貨物自動車への積卸しを行う場合において、道板、盛土等を使用するときは、搭載車両の転倒、転落等による危険を防止するため、作業者に、次に掲げる事項を行わせなければならない。

- (1) 積卸しは平坦な場所において行うこと。
- (2) 道板を使用するときは、十分な長さ、幅及び強度を有する道板を用い、適当な勾配で確実に取り付けること。
- (3) 盛土、架設台等を使用するときは十分な幅及び強度を有するものを用い、25パーセント以下の勾配で確実に取り付けること。

（搭乗の制限）

第75条 加盟者及び施業実施者は、車両系木材伐出機械で作業を行うときは、乗車席又は荷台以外の箇所に作業者を乗せてはならない。ただし、墜落による労働者の危険を防止するための措置を講じたときは、この限りでない。

（作業装置の運転のための運転位置への搭乗の制限）

第76条 加盟者及び施業実施者は、走行のための運転位置と作業装置の運転のための運転位置が異なる車両系木材伐出機械を走行させるときは、当該車両系木材伐出機械の作業装置の運転のための運転位置に作業者を乗せてはならない。

2 作業者は、前項の場合において同項の車両系木材伐出機械の作業装置の運転のための運転位置に乗ってはならない。

（使用の制限）

第77条 加盟者及び施業実施者は、車両系木材伐出機械の転倒、逸走又はブーム、アーム等の作業装置の破壊による作業者の危険を防止するため、構造上定められた安定度、最大走行勾配、最大積



載荷重、最大使用荷重を守らなければならない。

（用途以外の使用の制限）

第78条 加盟者及び施業実施者は、車両系木材伐出機械を本来の用途以外に使用してはならない。ただし、かかり木の処理に使用する場合は適用しない。

（修理等）

第79条 加盟者及び施業実施者は、車両系木材伐出機械の修理又はアタッチメントの装着若しくは取り外しの作業を行うときは、当該作業を指揮する者を定め、その者に次の事項を行わせなければならない。

- (1) 作業手順を決定し、作業を直接指揮すること。
- (2) 第71条に規定する安全支柱、安全ブロック等の使用状況を監視すること。

（検査）

第80条 加盟者及び施業実施者は、車両系木材伐出機械については、1年を超えない期間ごとに1回、定期に、次の事項について検査を行うよう努めなければならない。ただし、1年を超える期間使用しない車両系木材伐出機械の当該使用しない期間においては、この限りでない。

- (1) 原動機の異常の有無
  - (2) 動力伝達装置及び走行装置の異常の有無
  - (3) 制動装置及び操縦装置の異常の有無
  - (4) 作業装置及び油圧装置の異常の有無
  - (5) 車両、ヘッドガード、飛来物防護設備、アウトリガー、電気系統、灯火装置及び計器の異常の有無
- 2 加盟者及び施業実施者は、前項ただし書の車両系木材伐出機械については、その使用を再び開始する際に、同項各号に掲げる事項について検査を行うよう努めなければならない。
- 3 加盟者及び施業実施者は、車両系木材伐出機械については、1月を超えない期間ごとに1回、定期に、次の事項について検査を行うよう努めなければならない。ただし、1月を超える期間使用しない車両系木材伐出機械の当該使用しない期間においては、この限りでない。
- (1) 制動装置、クラッチ及び操縦装置の異常の有無
  - (2) 作業装置及び油圧装置の異常の有無
  - (3) ヘッドガード及び飛来物防護設備の異常の有無
- 4 加盟者及び施業実施者は、前項ただし書の車両系木材伐出機械については、その使用を再び開始する際に、同項各号に掲げる事項について検査を行うよう努めなければならない。

（点検）

第81条 加盟者及び施業実施者は、車両系木材伐出機械による作業を行う場合には、その日の作業を開始する前に、次の事項について点検を行わせなければならない。

- (1) 制動装置及び操縦装置の機能
- (2) 作業装置及び油圧装置の機能
- (3) ワイヤロープ及び履帯又は車輪の異常の有無
- (4) 前照灯の機能

（補修等）

第82条 加盟者及び施業実施者は、第80条の検査又は前条の点検を行った場合において、異常を認めたときは、直ちに補修その他必要な措置を講じなければならない。

## 第2款 伐木等機械

（立入禁止）

第83条 加盟者及び施業実施者は伐木等機械（具体的には、フェラーバンチャ、ハーベスタ、プロセッサ、木材グラップル機等をいう。以下同じ。）による作業を行う場合には、次に掲げる場所に、作業者を立ち入らせてはならない。

- (1) 伐木等機械による作業を行っている場所の下方で、原木の転落又は滑りによる危険を生ずるおそれのある場所
- (2) 作業中の伐木等機械又は扱っている原木に接触するおそれのある箇所
- (3) 伐倒作業中は、運転席から伐倒する立木の高さの2倍以上を半径とする円の範囲内
- (4) 造材作業中は、運転席からブーム、アームを最大に伸ばした距離の2倍以上を半径とする円の範囲内と原木を送る方向

（合 図）

第84条 加盟者及び施業実施者は、伐木等機械による作業について、作業者に、次の各号に掲げる事項を行わせなければならない。

- (1) 運転者と他の作業者にトランシーバー等の通信装置を携帯させるか、一定の合図を定め、確実に行わせること。
- (2) 運転者は、機械始動時にクラクションを鳴らして、他の作業者に注意を促すとともに、危険区域内に他の作業人や機械の有無等、周囲の確認のための指差し呼称を行うこと。

（搭乗の制限）

第85条 加盟者及び施業実施者は、伐木等機械の作業時に乗車席以外の箇所に他の作業者を搭乗させてはならない。

（作業装置の運転位置から離れる場合の措置）

第86条 加盟者及び施業実施者は、伐木等機械の作業装置の運転位置の運転者がその運転位置を離れる場合、その運転者に次の各号に掲げる事項を行わせなければならない。

- (1) アタッチメントを最低降下位置に下ろすこと。
- (2) 車両の停止状態を保持するため、駐車ブレーキを確実にかける等の車両の逸走を防止する措置を講じること。
- (3) エンジンを止めること。

（走 行）

第87条 加盟者及び施業実施者は、伐木等機械による作業を行う場合には、伐木等機械の走行に関し、作業者に、次の各号に掲げる事項を行わせなければならない。

- (1) 伐木等機械の走行に当たっては、走行する林内の勾配、斜面の状況並びに荷重に応じた安全な操作及び速度で走行すること。
- (2) 林内の傾斜地を走行するときは、車両下部（走行部）の前進及び後進の方向を確認するとともに、傾斜方向（等高線と直角方向をいう）に登降坂走行をすること。
- (3) 斜面を下りるとき、積雪時又は凍結時には、速度を落として走行すること。
- (4) 伐木等機械のアタッチメントは、走行方向に向け、斜面や伐根にアタッチメントが当たらない程度に低く下ろした状態で走行すること。
- (5) 林内の傾斜地のうち、伐木等機械が繰り返し昇降する部分については、あらかじめ、根株、岩石等の障害物を取り除くとともに、当該部分を整地しておくこと。



（旋回）

第88条 加盟者及び施業実施者は、伐木等機械による作業を行う場合には、伐木等機械の旋回に関し、作業者に、次の各号に掲げる事項を行わせなければならない。

- (1) アタッチメント、車両上部及び車両（以下「アタッチメント等」という。）は、適正な速度を保って旋回し、高速での旋回を行わないこと。
- (2) 傾斜地においては、車両下部（走行部）を等高線方向に配置しないこと。
- (3) 林内においてアタッチメント等の旋回は、アタッチメント等が立木等に接触しないよう、十分な広さを有する場所において旋回の範囲内に、他の作業者がいないことを確認した上で行うこと。
- (4) つかんでいる伐倒木や原木が車両に接触しないよう、アタッチメントを車両に近づけた状態で旋回すること。
- (5) 造材する土場において原木をつかんだ状態で旋回するに当たっては、原木や車両後部が他の機械や作業者に当たることのないよう、あらかじめ周囲を確認すること。

（伐倒作業における危険の防止）

第89条 加盟者及び施業実施者は、伐木等機械による伐木の作業を行う場合には、立木を伐倒しようとする作業者に、次の事項を行わせなければならない。

- (1) 伐倒する立木及び林地の状態から倒す方向を見定め、確実に伐倒を行うこと。
- (2) 伐倒する立木の周囲にあるかん木、枝条、つる、浮石等で、伐倒の際、その他作業中に危険を生ずるおそれのある障害物は、あらかじめ除去しておくこと。
- (3) 運転席から伐倒する木の高さの2倍以上を半径とする円の範囲内に、他の作業者がいないことを確認すること。
- (4) アタッチメントで鋸断するときは、チェーンソーバーを他の作業人や運転席の方向に向けないこと。

（造材作業における危険の防止）

第90条 加盟者及び施業実施者は、伐木等機械による造材作業を行う場合には、造材を行う原木等が転落し、又は滑ることによる危険を防止するため、造材作業について、作業者に、次の事項を行わせなければならない。

- (1) 平たんな地面で当該作業を行うこととし、集積作業に当たっては、次の措置を講じること。
  - ア 原木が転落又は滑落しない箇所に集積すること。
  - イ 原木を下ろす際の衝撃により、集積されている他の原木が滑落等を起こさないようにすること。
  - ウ 原木を回転移動させるときは、原木が運転席等の部分に接触しないよう確認しながら行うこと。
- (2) 枝払い又は玉切り作業に当たっては、次の措置を講じること。
  - ア あらかじめ、原木の移動範囲に他の作業者及び障害物がないことを確認すること。
  - イ 運転席から原木の状態を確認できるよう、運転席の正面において、原木を水平方向に向けて作業を行うこと。
  - ウ アタッチメントに搭載しているチェーンソーを使用する場合は、なるべく運転席よりも低い位置で作業を行うこと。この場合において、チェーンソーが地面に接触しない程度にとどめること。
  - エ 原木の落下場所を確認して鋸断すること。
  - オ アタッチメントにより鋸断するときは、チェーンソーバーを他の作業人や運転席に向けないこと。

（はい積み）

第91条 加盟者及び施業実施者は、伐木等機械による作業を行う場合には、はい積みについて、作

業者に、次の事項を行わせなければならない。

- (1) はい積みをする場所は、原木が転落したり、滑落したりしないところを選ぶこと。
- (2) はいの高さは、安全が確保できる高さとし、はいの下部から原木を安定させながら積み上げる  
こと。
- (3) 複数によりはい作業を行う場合ははいの高さは2メートルを超えないこととし、2メートルを  
超える場合は、はい作業主任者を配置し、はい作業主任者の判断に基づく高さとする  
こと。
- (4) 原木をつかんで旋回するときは、すでにはい積みした原木と車両の後部等が接触しないよう  
にすること。
- (5) 原木をつかんだ状態で移動するときは、原木を横から見る方向にしてアタッチメントを車両に  
近づけて行うこと。
- (6) 移動中に、原木がアタッチメントから滑り落ちないように確実につかむこと。

（木材グラップル機による木寄せ作業）

第92条 加盟者及び施業実施者は、木材グラップル機を用いて木寄せ作業を行う場合には、作業  
者に、次の各号に掲げる事項を守らせなければならない。

- (1) ブーム及びアームの伸縮又は旋回の操作は、安全な速度により行うこと。
- (2) 斜面下方の原木を引き上げる際は、車両の転倒防止のため、最大使用荷重を守ること。
- (3) 原木が障害物に接触した場合は、原木を引く方向を変更する等により障害物を避けること。
- (4) 最大つかみ荷重（ブーム、アームを前方へ最大に伸ばした状態において持ち上げられる最大荷  
重のことをいう。）を超えて使用しないこと。
- (5) 斜面上方の原木を引き下げるときは、当該引き下げる原木、その他の原木、転石等が車両に接  
触しないような場所に車両を設置すること。
- (6) 原木の木寄せ作業は原木1本ごとに行うこと。
- (7) 複数の原木が重なっている場合、上部に集積された原木から順次作業し、中抜きをしないこと。

（他の機械との連携作業）

第93条 加盟者及び施業実施者は、伐木等機械と他の走行集材機械及び架線集材機械との作業範囲  
が重複する連携作業において、伐木等機械の運転者に、次の各号に掲げる事項を行わせなければな  
らない。

- (1) 伐木等機械と他の走行集材機械との接触が生じないよう、伐木等機械と他の走行集材機械との  
適切な間隔を保つこと。
- (2) 伐木等機械と他の架線集材機械との連携作業を行う場合は、当該機械だけでなく架線に接触し  
ないように確認すること。
- (3) 他の走行集材機械が作業を行っているときは、伐木等機械を完全に停止すること。

（周囲の作業者との連携作業）

第94条 加盟者及び施業実施者は、伐木等機械の作業範囲内で他の作業者が作業を行う場合には、  
伐木等機械の運転者に、次の各号に掲げる事項を行わせなければならない。

- (1) 検尺作業者と共同で作業を行う場合には、原木を地面に置き、又は伐木等機械を停止させた上  
で検尺業者に検尺を行わせるとともに、当該検尺作業者が退避したことを確認してから造材作業  
を開始すること。
- (2) 架線集材機械等との連携作業を行うに当たっては、その荷外し作業者が退避したことを確認し  
てから作業を開始すること。

### 第3款 走行集材機械

（立入禁止）

第95条 加盟者及び施業実施者は、走行集材機械（具体的には、フォワーダ、スキッド、小型運材車、集材用トラクタ等をいう。以下同じ。）による作業を行う場合には、次の各号に掲げる箇所に、作業者を立ち入らせてはならない。

- (1) 集材作業を行っている場所の下方で、原木の転落、滑りによる危険を生ずるおそれのある箇所
- (2) 作業索の内角側で、ワイヤロープ、ガイドブロック等が反発し、又は飛来するおそれのある箇所
- (3) 運転中の走行集材機械又は積荷に接触するおそれのある箇所

（不適格なワイヤロープの使用禁止）

第96条 加盟者及び施業実施者は、走行集材機械のウインチ若しくはスリングに用いるワイヤロープ又は積荷の固定に用いるワイヤロープについては、次のいずれかに該当するものを使用してはならない。

- (1) ワイヤロープの一よりの間において素線（フィラ線を除く。以下本号において同じ。）数の10パーセント以上の素線が切断したもの
- (2) 摩耗による直径の減少が公称径の7パーセントを超えるもの
- (3) キンクしたもの
- (4) 著しい形崩れ又は腐食のあるもの

（ワイヤロープの安全係数等）

第97条 加盟者及び施業実施者は、走行集材機械のウインチ又はスリングに用いるワイヤロープの安全係数は4.0以上としなければならない。

また、走行集材機械のウインチ又はスリングに用いるワイヤロープ並びに積荷の固定に用いるワイヤロープは、その日の作業を開始する前に損傷等がないかを点検し、不適格なワイヤロープは直ちに補修し、又は取り替えなければならない。

（合 図）

第98条 加盟者及び施業実施者は、走行集材機械による作業の合図については、作業者に、次の各号に掲げる事項を行わせなければならない。

- (1) 走行集材機械の運転者は、合図を指差し呼称などで確認し、他の作業者が安全な位置に退避していることを確かめた後に、クラクションを鳴らして、ウインチの運転、車両の発進等を行うこと。
- (2) 走行集材機械の運転者と他の作業者間で、あらかじめ一定の合図を定め、合図者に当該合図を行わせること。
- (3) 合図者は周囲の安全を確認してから明確に合図を行い、運転者及び他の作業者は、必ず合図に従うこと。

（運転位置から離れる場合の措置）

第99条 加盟者及び施業実施者は、走行集材機械の走行のための運転者がその運転位置を離れる場合、その運転者に次の各号に掲げる事項を行わせなければならない。ただし、作業装置の運転位置と走行の運転位置が異なる場合であって、運転者が作業装置の運転位置において作業装置を運転し、又は運転しようとしている場合はこの限りでない。

- (1) 木材グラップル等のアタッチメントを最低降下位置（荷台のある走行集材機械の木材グラップルでは荷台上の最低降下位置）に下ろすこと。

(2) 車両の停止状態を保持するため、駐車ブレーキを確実にかける等の車両の逸走を防止する措置を講じること。

(3) エンジンを止めること。

2 加盟者及び施業実施者は、前項のただし書きの場合であって作業装置が運転されている間は、当該作業装置の運転者を当該作業装置の運転のための運転位置から離れさせてはならない。

（搭乗の制限）

第100条 加盟者及び施業実施者は、走行集材機械の走行時に乗車席以外の箇所（荷台を含む）に他の作業者を搭乗させてはならない。

（走行路の確保）

第101条 加盟者及び施業実施者は、走行集材機械の走行路について、作業者に次の各号に掲げる事項を行わせなければならない。

(1) 30メートル以上の区間にわたる制限勾配（走行できる最大の勾配をいう。以下同じ。）に近い勾配の走行路は設けないこと。

(2) 制限勾配に近い勾配の前後には勾配を緩和させた区間を設けること。

(3) 走行路の制限勾配の目安は、25パーセント以内とすること。

（走行）

第102条 加盟者及び施業実施者は、走行集材機械の運転を行う場合には、作業者に、次の各号に掲げる事項を行わせなければならない。

(1) 走行集材機械の走行に当たっては、走行路の勾配、路面の状況及び荷重に応じた安全な速度で運転すること。

(2) 走行集材機械の急な下り走行では、以下の事項を守ること。

ア 油圧駆動方式では、高速伝達切り替えスイッチを低速とし、エンジンスロットルを半分以下に絞り、走行用レバーは前後進ともに半開程度の操作で走行すること。

イ 機械駆動方式では、坂道に入る前に変速機を低速のギアに入れ、エンジンスロットルを極力絞った状態で走行すること。

ウ エンジンブレーキ使用時に、負荷によってエンジンの回転数が上昇を続ける場合には、さらに低速のギアを用い、又は積載している原木を降ろし、荷重を減らすこと。

2 加盟者及び施業実施者は、走行集材機械により原木をけん引する場合には、作業者に次に掲げる事項を守らせなければならない。

(1) 勾配の急な走行路、曲線半径の小さな走行路等において原木をけん引するときは、速度を十分に落とすこと。

(2) 走行集材機械の走行等に支障が生じないよう、けん引する原木は適度の長さとし、原木の滑落防止の措置を講ずること。

（荷掛け作業）

第103条 加盟者及び施業実施者は、走行集材機械による作業を行う場合には、荷掛け作業について、作業者に、次の各号に掲げる事項を行わせなければならない。

(1) 作業装置の能力に応じた重量の原木について荷掛けを行うこと。

(2) 積み重なっている原木は、上の原木から順次荷掛けを行うこと。

(3) 荷掛けの終了後に行う運転者への合図は、退避場所に退避し、周囲の安全を確認した上で行うこと。



（木寄せ作業）

第104条 加盟者及び施業実施者は、走行集材機械による作業を行う場合には、木寄せ作業について、作業者に、次の各号に掲げる事項を行わせなければならない。

- (1) 走行集材機械により原木を引き寄せるときは、走行集材機械を立木や伐根にワイヤロープ等で堅固に固定すること。ただし、車両重量が大きく安定性のある機械については、この限りでない。
- (2) 走行集材機械のウインチポールを用いて原木を引き寄せるときは、走行集材機械の転倒を防止するため、ウインチポールの上部に控索を取り付けること。
- (3) 走行集材機械のウインチによる木寄せ作業においては、ウインチの巻き込み方向と原木の引寄せ方向が同一になるようにすること。ただし、急斜面において、原木の引上げ又は引下げ時にガイドブロック等を用いて安全を確保するときは、この限りでない。

（積込み作業）

第105条 加盟者及び施業実施者は、走行集材機械による作業を行う場合には、積込み作業について、作業者に、次の各号に掲げる事項を行わせなければならない。

- (1) 走行集材機に搭載している木材グラップル装置による積込み作業においては、以下の事項を守ることを。
  - ア 車両は、水平にし、駐車ブレーキをかけた状態とすること。
  - イ 急激な旋回操作はしないこと。
  - ウ 木材グラップル装置の積込荷重の定格範囲内で作業を行うこと。
  - エ 原木をつかむ位置は、原木の重心点の近くとすること。
  - オ 原木を荷台に下ろすときは、他の作業者と連携を密にし、静かに下ろすこと。
- (2) ウインチによる積込みにおいては、ウインチを操作する者及び荷掛け作業を行う者は、相互に緊密な連絡を取り合うこと。
- (3) 走行集材機に原木を積み込むときは、以下の事項を守ること。
  - ア 重心を低くし、かつ、偏荷重が生じないように積載し、積荷を安定させること。
  - イ 建て木は、積載した積荷を安定させるため必要な強度を有するものを使用すること。
  - ウ 原木を積むときは、原木の方向を統一するとともに、走行集材機から積荷が落下することを防止するため、積荷の中央が最も高くなるようにすること。
  - エ 走行集材機械に表示されている最大積載重量を超えて積載しないこと。
  - オ 荷崩れ又は原木等の落下による作業者の危険を防止するため、積荷をワイヤロープで固定する等必要な措置を行うこと。
  - カ 荷縛りは、荷締め専用器具を使用し、確実に締めること。

（荷下ろし作業）

第106条 加盟者及び施業実施者は、走行集材機械による作業を行う場合には、荷下ろし作業について、作業者に、次の各号に掲げる事項を行わせなければならない。

- (1) 荷下ろしは、荷の上部から行い、中抜きはしないこと。
- (2) 荷下ろし中は、原木の転落のおそれのある区域には立ち入らないこと。

（他の機械との連携作業）

第107条 加盟者及び施業実施者は、木材グラップル機等の他の機械を用いて走行集材機械に積込み作業を行う場合、走行集材機械の操作を停止しなければならない。

（周囲の作業者との連携作業）

第108条 加盟者及び施業実施者は、他の作業者が荷掛け、木寄せ、積込み、荷下ろしの各作業を

行っている場合は、作業装置も含めて車両の操作を完全に停止しなければならない。

#### 第4款 架線集材機械

（立入禁止）

第109条 加盟者及び施業実施者は、架線集材機械（具体的には、スイングヤード、タワーヤード、集材ウインチ機等をいう。以下同じ。）による作業を行う場合は次の各号に掲げる箇所に、作業者を立ち入らせてはならない。

- (1) 原木を荷掛けし、又は架線集材機械若しくは架線の斜面下方で、原木の滑落や転石によって、作業者に危険を及ぼすおそれのある箇所
- (2) 作業索の内角側で、索又はガイドブロック等が反発し、又は飛来することで、作業者に危険を及ぼすおそれのある箇所
- (3) 柱上作業が行われている場所の下方で、器具や工具等の落下により作業者に危険を及ぼすおそれのあるところ

（合 図）

第110条 加盟者及び施業実施者は、架線集材機による作業の合図について、作業者に、次の各号に掲げる事項を行わせなければならない。

- (1) トランシーバー又は電話等の通信装置を使用する作業者に指名された者は、当該装置により必要な連絡又は合図を行うこと。
- (2) 合図は、荷掛け者が主導権をもって行い、運転者はそれに従うこと。この場合、運転者は必ず応答の合図として復唱を行うこと。
- (3) 荷外し場で他の機械と連携して作業を行う場合は、通信装置等を用いて運転者間及び他の作業者との間で連絡を確実にすること。

（柱上作業）

第111条 加盟者及び施業実施者は、タワーヤードのタワー等の柱上作業を行う場合には、作業者に、次の各号に掲げる事項を守らせなければならない。

- (1) 支柱の昇降には、はしごや木登り器等の専用の器具を使用すること。
- (2) 墜落の危険があるときは、安全帯を使用すること。
- (3) 支柱の上から器具や工具を投下しないこと。
- (4) 強風、降雨、降雪、結氷等により滑るおそれのあるときは、作業を行わないこと。

（架線集材機械の据付け）

第112条 加盟者及び施業実施者は、架線集材機械による作業を行う場合には、タワーヤードの据付けについて、作業者に、次の各号に掲げる事項を行わせなければならない。

- (1) タワーヤードの据付け場所は、地盤の堅固な場所とし、かつ、タワーが垂直に起立できる場所を選ぶこと。
  - (2) タワーヤードのアウトリガー等の支持装置を設置する箇所については、地ならし又は敷板の使用により水平な地面を確保し、不同沈下を防止すること。
- 2 加盟者及び施業実施者は、架線集材機械による作業を行う場合には、スイングヤードの据付けについて、作業者に、次の各号に掲げる事項を行わせなければならない。
- (1) スイングヤードの据付け場所は、地盤が堅固であり、かつ、水平な場所を選ぶこと。
  - (2) スイングヤードのブレードやアタッチメント等の装置を接地させる箇所については、地ならし又は敷板を使用することにより、水平な地面を確保し、不同沈下を防止すること。
  - (3) スイングヤードの車両下部（走行部）を先柱又は向柱に向けて設置すること。ただし、やむを



- 得ずその他の方向に向けて作業を行うときは、転倒及び転落を防止するための措置を講ずること。
- (4) 集材の方向（架線の方向をいう）は林地の傾斜方向とすること。
  - (5) 下げ荷集材で、原木の落下、落石等の危険があるときは、向柱を設け、安全な場所に機械を設置すること。
  - (6) 安全装置を具備したスイングヤードによる作業を行う場合には、安全装置を確実に作動させること。

（架線集材機械の架設作業）

第113条 加盟者及び施業実施者は、架線集材機械による作業を行う場合には、タワーヤードの架設作業について、作業者に、次の各号に掲げる事項を行わせなければならない。

- (1) タワーの起立操作後には、タワーの垂直状態及び先柱への向きを確認し、起立固定装置により確実に固定すること。
  - (2) タワーを確実に保持するため、控索は2本以上とすること。この場合において、控索は、先柱と逆方向に左右対称に、かつ、それらの水平開度が40度から60度までの範囲で配置するとともに、控索とタワーとのなす角度は45度から60度までの範囲とすること。
  - (3) 先柱を確実に保持するため、控索は2本以上とすること。この場合において、控索は、タワーと逆方向に左右対称に、かつ、それらの水平開度が40度から60度までの範囲で配置するとともに、控索と先柱とのなす角度は45度から60度までの範囲とすること。
  - (4) 集材作業時に原木が衝突するおそれのある根株や転石等は、取り除いておくこと。
- 2 加盟者及び施業実施者は、架線集材機械による作業を行う場合には、スイングヤードの架設作業について、作業者に、次の各号に掲げる事項を行わせなければならない。

- (1) 集材方向はできる限り林地の傾斜方向とすること。
- (2) 先柱を確実に保持するために、控索は2本以上とすること。この場合において、控索は、機械と逆方向に左右対称に、かつ、それらの水平開度が40度から60度までの範囲で配置するとともに、控索と先柱のなす角度は45度から60度までの範囲とすること。
- (3) 集材作業時に原木が衝突するおそれのある根株、転石等は、あらかじめ取り除いておくこと。

（架線集材機械の運転）

第114条 加盟者及び施業実施者は、架線集材機械による作業を行う場合には、運転について、作業者に、次の各号に掲げる事項を行わせなければならない。

- (1) 安全装置が装備されている場合には、当該装備の目的に従って使用すること。
- (2) 荷掛け作業を行っているときは、集材ウインチを停止すること。ただし、作業員から合図があり安全が確認された場合に行う作業索を緩める操作についてはこの限りではない。
- (3) 荷掛け作業を完了したときは、合図を受けてから巻き上げ又は引き寄せの操作を行うこと。
- (4) 荷掛けフックが搬器に接近したときは、目視により当該搬器を確認して、巻き上げ操作を停止すること。
- (5) 原木が障害物等に接触したときは、巻き上げを停止すること。
- (6) 作業索の巻き取りに当たっては、作業索の乱巻き、からみつき等が生じないようにすること。
- (7) 集材ウインチの急激な発進又は制動の操作は、行わないこと。
- (8) 荷外し作業を行っているときは、集材ウインチ及び搬器を停止すること。
- (9) スイングヤード又は集材ウインチ機の荷外しのためのアタッチメント又は車両上部の旋回は、作業索の状態と車両の周囲の状況を確認した上で行うこと。
- (10) 原木は空中に吊り上げずに、地引きにより集材すること。ただし、機械集材装置を集材機として用いる場合はこの限りでない。

（架線集材機械の荷掛け作業）

第115条 加盟者及び施業実施者は、架線集材機械による作業を行う場合には、荷掛け作業について、作業者に、次の各号に掲げる事項を行わせなければならない。

- (1) 巻き上げを行う前に、荷が荷つり索から抜けるおそれがないことを確認すること。
- (2) 巻き上げ開始の合図は、安全な箇所に退避した後に行うこと。
- (3) 荷掛けを行う作業者が、集材ウインチ又は搬器の操作を遠隔操作装置により行うときは、安全な箇所に退避して行うこと。

（架線集材機械の荷外し作業）

第116条 加盟者及び施業実施者は、架線集材機械による作業を行う場合には、荷外し作業について、作業者に、次の各号に掲げる事項を行わせなければならない。

- (1) 集材中は、安全な箇所に退避すること。
- (2) 荷外しは、原木が安定した状態で接地したことを確認してから行うこと。
- (3) 荷外しを行う作業者が、集材ウインチ又は搬器の操作を遠隔操作装置により行うときは、安全な箇所に退避して行うこと。

（搭乗の制限）

第117条 加盟者及び施業実施者は、架線集材機械の作業時に、乗車席以外の箇所に他の作業者を搭乗させてはならない。

（作業装置の運転位置から離れる場合の措置）

第118条 加盟者及び施業実施者は、架線集材機械の作業装置の運転者が運転位置を離れる場合、その運転者に、次の各号に掲げる事項を行わせなければならない。

- (1) 作業索を緩めること。
- (2) 集材ウインチを完全に停止すること。
- (3) アタッチメントを有する架線集材機械では、そのアタッチメントを接地させること。
- (4) エンジンを止めること。

（索の固定）

第119条 加盟者及び施業実施者は、索を立木若しくは根株又は搬器若しくはフックに固定する場合には、作業者に次の各号に掲げる事項を行わせなければならない。

- (1) 索の端部が固定用に加工されていない索を立木又は根株に固定する場合は、索を立木や根株に2回以上巻き付け、クリップ等を用いて確実に緊結させること。
- (2) 索の端部にアイ加工を施した索を立木又は根株に固定する場合は、立木又は根株に巻き付けた台付け索及びシャックル等で結合することにより確実に取り付けること。
- (3) 索の端部を搬器又はフックに固定するときは、クリップ止め、アイスプライス等の方法により確実に取り付けること。

（ガイドブロックの取付け）

第120条 加盟者及び施業実施者は、架線集材装置で使用するガイドブロックの取付けに当たっては、作業者に、次の各号に掲げる事項を行わせなければならない。

- (1) 台付け索にガイドブロックを取付ける場合には、作業者に、台付け索の両端のアイに、ガイドブロックのシャックルを通させること。
- (2) ガイドブロックの取付け部は、荷重により破壊し、又は脱落するおそれがない取付け具を用いて、確実に取付けること。

（ワイヤロープの安全係数等）

- 第121条 加盟者及び施業実施者は、架線集材機械のウインチ又はスリングに用いるワイヤロープの安全係数は4.0以上としなければならない。
- 2 架線集材機械のウインチ又はスリングに用いるワイヤロープ及び積荷の固定に用いるワイヤロープは、その日の作業を開始する前に損傷の有無等を点検し、異常を認めたときは、直ちに補修し、又は取り替えなければならない。

（不適格なワイヤロープの使用禁止）

- 第122条 加盟者及び施業実施者は、架線集材機械のウインチ又はスリングに用いるワイヤロープについては、次のいずれにも該当しないものでなければ使用してはならない。
- (1) ワイヤロープの一よりの間において素線（フィラ線を除く。以下本号において同じ。）数の10パーセント以上の素線が切断したもの
- (2) 摩耗による直径の減少が公称径の7パーセントを超えるもの
- (3) キンクしたもの
- (4) 著しい形崩れ又は腐食のあるもの

（他の機械との連携作業）

- 第123条 加盟者及び施業実施者は、架線集材機械と他の伐木等機械又は走行集材機械との作業範囲が重複する連携作業において、架線集材機械の運転者に、次の各号に掲げる事項を行わせなければならない。
- (1) 接触事故を起こさないように架線集材機械と他の伐木等機械又は走行集材機械との適切な間隔を保つこと。
- (2) 他の伐木等機械又は走行集材機械が作業を行っているときは、架線集材機械の動作を完全に停止すること。

## 第2節 簡易架線集材装置による作業

### 第1款 通則

（調査及び記録）

- 第124条 加盟者及び施業実施者は、簡易林業架線作業（簡易架線集材装置の組立て、解体、変更若しくは修理の作業又はこの設備による集材をいう。以下同じ。）を行うときは、集材機の転落、地山の崩壊、支柱の倒壊等による労働者の危険を防止するため、あらかじめ当該作業に係る場所について広さ、地形、地盤の状態、支柱とする立木の状態及び運搬する原木等の形状等を調査し、その結果を記録しなければならない。

（作業計画）

- 第125条 加盟者及び施業実施者は、簡易林業架線作業を行う場合は、あらかじめ前条の調査により知り得たところに適応し、次の各号に掲げる事項を含む作業計画を定め、かつ、当該作業計画に基づき作業を行わなければならない。
- (1) 支柱及び主要機器の配置の場所
- (2) 使用するワイヤロープの種類及びその直径
- (3) 最大使用荷重
- (4) 簡易架線集材装置の集材機の種類及び最大けん引力
- (5) 簡易林業架線作業の方法
- 2 加盟者及び施業実施者は、第1項の作業計画を定めたときは、同項(1)(2)(3)及び(5)について、関係作業者に周知させるとともに、当該計画により作業を行わせなければならない。

（作業指揮者）

第126条 加盟者及び施業実施者は、簡易林業架線作業を行う場合は、当該作業の作業指揮者を定め、その者に前条の作業計画に基づき作業の指揮を行わせなければならない。

（服装等）

第127条 加盟者及び施業実施者は、簡易林業架線作業を行う場合には、作業者に次の各号に掲げる事項を守らせなければならない。

- (1) 裾縮まり、袖縮まりのよい作業服を着用する等、安全な作業を行うことができる服装とすること。
- (2) 保護帽を着用すること。
- (3) 滑るおそれがなく、かつ、脱げにくい履物を使用すること。

2 加盟者及び施業実施者は、蜂刺されのおそれのある場所での作業をさせる場合は、あらかじめ作業者に医師による蜂アレルギーの検査又は診察を受けさせ、重篤なアレルギー反応を起こす可能性のある作業者には、アドレナリンの自己注射器の処方及び交付を受けさせた後、当該作業地に携行させなければならない。

（悪天候時の作業の禁止）

第128条 加盟者及び施業実施者は、強風、大雨、大雪等の悪天候のため簡易林業架線作業の実施について危険が予想されるときは、作業者を作業に従事させてはならない。

（退避）

第129条 加盟者及び施業実施者は、簡易林業架線作業を行う場合において、集材機の転落、地山の崩壊、支柱の倒壊等による労働災害発生の急迫した危険があるときは、作業者をあらかじめ定めた安全な場所へ速やかに退避させなければならない。

（柱上作業）

第130条 加盟者及び施業実施者は、柱上作業を行う場合には、作業者に、次の各号に掲げる事項を守らせなければならない。

- (1) 支柱の昇降には、はしご、木登り器等の専用の器具を使用すること。
- (2) 墜落の危険があるときは、安全帯を使用すること。
- (3) 支柱の上から、器具や工具を投下しないこと。
- (4) 強風、降雨、降雪、結氷等により滑るおそれのあるときは、作業を行わないこと。

（制動装置等）

第131条 加盟者及び施業実施者は、簡易架線集材装置については、次に定めるところによらなければならない。

- (1) 搬器又はつり荷を適時停止させることができる有効な制動装置を備えること。
- (2) 控索及び固定物に取り付ける作業索は、支柱、立木、根株等の固定物で堅固なものに2回以上巻き付け、かつ、クリップ、クランプ等の緊結具を用いて確実に取り付けること。
- (3) 控えて頂部を安定させる必要がない場合を除き、支柱の頂部を安定させるための控索は、2以上とし、控索と支柱とのなす角度を30度以上とすること。
- (4) ガイドブロック等は、取付け部が受ける荷重により破壊し、又は脱落のおそれのないシャックル、台付け索等の取付け具を用いて確実に取り付けること。
- (5) 搬器その他の附属器具は、十分な強度を有するものを使用すること。
- (6) 作業索の端部を搬器又はロージグブロックに取り付けるときは、クリップ止め、アイスプラ



イス等の方法により確実に取り付けること。

（転倒時保護構造等）

第132条 加盟者及び施業実施者は、架線集材機械を簡易架線集材装置の集材機として用いる場合で、路肩、傾斜地等であって、架線集材機械の転倒又は転落により、作業者に危険が生ずるおそれのある場所では、転倒時保護構造を有し、かつ、シートベルトを備えたもの以外の架線集材機械を使用しないように努めなければならない。

2 加盟者及び施業実施者は、シートベルトを具備している場合、運転者にシートベルトを使用させなければならない。

（防護柵等）

第133条 会員及び施業実施者は、簡易架線集材装置の集材機については、原木等の飛来等により運転者に危険を及ぼすおそれのあるときは、運転者席の防護柵等当該危険を防止するための設備を備えたものでなければ使用してはならない。

2 加盟者及び施業実施者は、簡易架線集材装置の集材機として用いる架線集材機械について、乗車席で作業装置の運転を行う場合は、フロントガードを備えたものでなければ使用してはならない。

（接触の防止）

第134条 加盟者及び施業実施者は、架線集材機械を簡易架線集材装置の集材機として用いるときは、当該機械又は原木等に接触することにより、作業者に危険が生ずるおそれがある箇所に作業者を立ち入らせてはならない。

（搭乗の制限）

第135条 加盟者及び施業実施者は、簡易架線集材装置の搬器、つり荷等の物でつり下げられているものに、作業者を乗せてはならない。

2 加盟者及び施業実施者は、架線集材機械を簡易架線集材装置の集材機として用いて集材の作業を行うときは、乗車席以外の箇所に労働者を乗せてはならない。

（運転位置から離れる場合の措置）

第136条 加盟者及び施業実施者は、架線集材機械を簡易架線集材装置の集材機として用いる場合において、架線集材機械の運転者が運転位置から離れるときは、当該運転者に次の事項を行わせなければならない。

(1) 搬器を接地させ、作業索を緩めること。

(2) 集材ウインチを完全に停止すること。

(3) アタッチメントを有する架線集材機械を簡易架線集材装置の集材機として用いる場合は、アタッチメントを接地させること。

(4) エンジンを止めること。

2 前項の運転者は、架線集材機械の運転位置から離れるときは、同項各号に掲げる事項を行わなければならない。

（運転位置からの離脱の禁止）

第137条 加盟者及び施業実施者は、簡易架線集材装置の運転中は、運転者を運転位置から離れさせてはならない。

（合 図 等）

第138条 加盟者及び施業実施者は、簡易架線集材作業を行うときには、簡易架線集材装置の運転



者と荷掛け、又は荷外しをする者を指名して、その者に作業を行わせなければならない。

- 2 加盟者及び施業実施者は、作業員間の連絡を確実にするため、トランシーバー又は電話等の通信装置を設け、又は一定の合図を定めて、当該合図を行う者を指名して、その者に合図を行わせなければならない。

簡易架線集材装置の運転者は、指名を受けた者による指示又は合図に従わなければならない。

（立入禁止）

第139条 加盟者及び施業実施者は、簡易架線集材作業を行うときは、次の箇所に作業員を立ち入らせてはならない。

- (1) 原木等を荷掛けし、又は集材している場所の下方で、原木等が転落し、又は滑ることにより、作業員に危険を及ぼすおそれのあるところ
- (2) 作業索の内角側で、索又はガイドブロック等が反発し、又は飛来することにより、作業員に危険を及ぼすおそれのあるところ
- (3) 柱上作業が行われている場所の下方で、器具や工具等の落下により作業員に危険を及ぼすおそれのあるところ

（ワイヤロープの安全係数）

第140条 加盟者及び施業実施者は、簡易架線集材装置の索に用いるワイヤロープの安全係数については4.0以上としなければならない。

なお、当該安全係数は、ワイヤロープの切断荷重の値を、当該ワイヤロープにかかる荷重の最大の値で除した値とする。

（不適格なワイヤロープの使用禁止）

第141条 加盟者及び施業実施者は、簡易架線集材装置のワイヤロープについては、次のいずれかに該当するものを使用してはならない。

- (1) ワイヤロープの一よりの間において素線（フィラ線を除く。以下本号において同じ。）数の10パーセント以上の素線が切断したもの
- (2) 摩耗による直径の減少が公称径の7パーセントを超えるもの
- (3) キンクしたもの
- (4) 著しい形崩れ又は腐食のあるもの

（点検）

第142条 加盟者及び施業実施者は、簡易林業架線作業については、次の場合に依りて、次の事項を点検し、異常を認めるときは、直ちに補修し、又は取り替えなければならない。

- (1) その日の作業を開始使用とする場合
  - ア 支柱及びアンカーの状態
  - イ 集材機及び制動機の異常の有無及びその据付けの状態
  - ウ 作業索、控索、台付け索及び荷つり索の異常の有無及びその取付けの状態
  - エ 搬器又はローリングブロックとワイヤロープとの緊結部の状態
  - オ 通信装置の異常の有無
- (2) 強風等の悪天候の後及び中震（震度4）以上の地震の後の場合
  - ア 支柱及びアンカーの状態
  - イ 集材機及び制動機の異常の有無及びその据付けの状態
  - ウ 作業索、控索、台付け索及び荷吊り索の異常の有無及びその取付けの状態
  - エ 通信装置の異常の有無

## 第2款 集材作業

（最大使用荷重の指示）

第143条 加盟者及び施業実施者は、簡易架線集材装置を設置しようとする場合には、あらかじめ、作業者に最大使用荷重を示さなければならない。

（集材機の据付け）

第144条 加盟者及び施業実施者は、集材機の据付けに当たっては、作業者に次の各号に掲げる事項を行わせなければならない。ただし、架線集材機械を集材機械として用いる場合はこの限りでない。

- (1) 集材機の浮き上がり、ずれが生じないように据付けること。
  - (2) 歯止め装置又は止め金付きブレーキを備えること。
- 2 加盟者及び施業実施者は、架線集材機械を簡易架線集材装置の集材機として用いる場合は、次に定める措置を講じなければならない。
- (1) 架線集材機械の停止の状態を保持するためのブレーキを確実にかける等の架線集材機械の逸走を防止する措置を講じること。
  - (2) アウトリガーを必要な広さ及び強度を有する鉄板等の上で張り出し、又はブレードを地上に下ろす等の架線集材機械の転倒又は転落による労働者の危険を防止するための措置を講ずること。

（控索）

第145条 加盟者及び施業実施者は、控索について、作業者に、次の各号に掲げる事項を行わせなければならない。

- (1) 控索及び固定物に取り付ける作業索は、支柱、立木等の堅固な固定物に2回以上巻き付け、かつ、クリップ、クランプ等の緊結具を用いて確実に取り付けること。
- (2) 支柱の頂部には、2本以上の控索を設け、控えと支柱（鉛直方向）のなす角度を30度以上とすること。
- (3) 控索の水平開度は、支柱への荷重に対し有効なものとする。

（作業索の取付け）

第146条 加盟者及び施業実施者は、簡易架線集材装置に使用する作業索の取付け作業を行う場合には、次の各号に掲げる事項を行わせなければならない。

- (1) 作業索の端部をクランプ、クリップ等を用いて集材機のドラムに確実に取り付けること。
- (2) 作業索は、2巻以上ドラムに残るようにすること。
- (3) 作業索の他の端部を搬器、荷掛けフック等にシャックル又はクリップを用いて確実に取り付けること。
- (4) 固定物に取付ける作業索は、立木、根株等の堅固な固定物に2回以上巻き付け、クリップ等を用いて確実に取り付けること。

（最大使用荷重の表示）

第147条 加盟者及び施業実施者は、簡易架線集材装置の最大使用荷重を見やすい箇所に表示しなければならない。

2 加盟者及び施業実施者は、簡易架線集材装置については、前項の最大使用荷重を超える荷重をかけて使用してはならない。

（ガイドブロックの取付け）

第148条 加盟者及び施業実施者は、簡易架線集材装置で使用するガイドブロックの取付けに当た

っては、作業者に、次の各号に掲げる事項を行わせなければならない。

- (1) 台付け索にガイドブロックを取り付ける場合には、作業者に、台付け索の両端のアイに、ガイドブロックのシャックルを通させること。
- (2) ガイドブロックの取付け部は、受ける荷重により破壊、又は脱落するおそれがない取付け具を用いて、確実に取り付けること。

（巻過ぎ防止）

第149条 加盟者及び施業実施者は、簡易架線集材装置については、巻過防止装置を備える等、巻上げ索の巻過ぎによる作業者の危険を防止するための事項を行わなければならない。

（ブーム等の降下による危険の防止）

第150条 加盟者及び施業実施者は、架線集材機械（構造上、ブーム、アーム等が不意に降下することを防止する装置が組み込まれている物を除く。）を機械集材装置の集材機として用いる場合であって、架線集材機械のブーム、アーム等を上げ、その下で修理、点検等の作業を行うときは、ブーム、アーム等が不意に降下することによる作業者の危険を防止するため、当該作業に従事する作業者に安全支柱、安全ブロック等を使用させなければならない。

2 当該作業に従事する作業者は、安全支柱、安全ブロック等を使用しなければならない。

（運搬の制限）

第151条 加盟者及び施業実施者は、簡易架線集材装置を用いて集材の作業を行うときは、集材機の転倒等による運転者の危険を防止するため、当該装置の運転者に原木等を空中において運搬させてはならない。

### 第3節 林業架線作業

#### 第1款 通則

（就業の制限）

第152条 加盟者及び施業実施者は、機械集材装置の運転の業務(安衛則第36条第7号)を行う場合には、特別教育規程第9条に定める特別教育を修了した者（第191条において「機械集材装置の運転に係る特別教育修了者」という。）でなければ、その業務に就かせてはならない。

（調査及び記録）

第153条 加盟者及び施業実施者は、林業架線作業（機械集材装置若しくは運材索道の組立て、解体、変更若しくは修理の作業又はこれらの設備による集材若しくは運材の作業をいう。以下同じ。）を行うときは、集材機又は運材機の転落、地山の崩壊、支柱の倒壊等による作業者の危険を防止するため、あらかじめ、当該作業に係る場所について、広さ、地形、地盤の状態等、支柱とする立木の状態及び運搬する原木等の形状等を調査し、その結果を記録しておかなければならない。

（作業計画）

第154条 加盟者及び施業実施者は、林業架線作業を行う場合は、あらかじめ、前条の調査により知り得たところに適応し、次の各号に掲げる事項を含む作業計画を定め、かつ、当該作業計画に基づき作業を行わなければならない。

- (1) 支柱及び主要機器の配置の場所
- (2) 使用するワイヤロープの種類及びその直径
- (3) 中央垂下比
- (4) 最大使用荷重、搬器と搬器の間隔及び搬器ごとの最大積載荷重

- (5) 機械集材装置の集材機の種類及び最大けん引力
- (6) 林業架線作業の方法

2 加盟者及び施業実施者は、前項の作業計画を定めたときは、同項(1)(2)(4)及び(6)について関係作業者に周知させるとともに、当該計画により作業を行い、また、作業指揮者に指揮させなければならない。

(作業指揮者)

第155条 加盟者及び施業実施者は、林業架線作業を行うときは、当該作業の作業指揮者を定め、その者に前項の作業計画に基づき作業の指揮を行わせなければならない。

(林業架線作業主任者の選任)

第156条 加盟者及び施業実施者は、林業架線作業を行う場合には、林業架線作業主任者（安衛則第151条の126の作業主任者をいう。以下同じ。）を選任しなければならない。

(林業架線作業主任者の職務)

第157条 加盟者及び施業実施者は、林業架線作業主任者に、次の事項を行わせなければならない。

- (1) 作業の方法及び労働者の配置を決定し、作業を直接指揮すること。
- (2) 材料の欠点の有無並びに器具及び工具の機能を点検し、不良品を取り除くこと。
- (3) 作業中、安全带及び保護帽の使用状況を監視すること。

(服装等)

第158条 加盟者及び施業実施者は、林業架線作業を行う場合には、作業者に、次の各号に掲げる事項を守らせなければならない。

- (1) 袖締まり、裾締まりのよい作業服を着用する等、安全な作業を行うことができる服装とすること。
  - (2) 保護帽を着用すること。
  - (3) 滑るおそれがなく、かつ、脱げにくい履物を使用すること。
- 2 加盟者及び施業実施者は、蜂刺されのおそれのある場所で作業させる場合は、あらかじめ作業者に医師による蜂アレルギーの検査又は診察を受けさせ、重篤なアレルギー反応を起こす可能性のある作業には、アドレナリンの自己注射器の処方及び交付を受けさせた後、当該作業地に携行させなければならない。

(危険標識の設置)

第159条 加盟者及び施業実施者は、林業架線作業を行う場合には、危険が予想される通路、搬出路等の近くに作業中等の危険標識を設けなければならない。

(悪天候時の作業の禁止)

第160条 加盟者及び施業実施者は、強風、大雨、大雪等の悪天候のため林業架線作業の実施について危険が予想される場合には、作業者に、当該作業を行わせてはならない。

(退避)

第161条 加盟者及び施業実施者は、作業架線作業中の非常の場合には、作業者を、あらかじめ、定めた安全な場所へ速やかに退避させなければならない。

(柱上作業)

第162条 加盟者及び施業実施者は、柱上作業を行う場合には、作業者に、次の各号に掲げる事項

を守らせなければならない。

- (1) 柱の昇降には安全な用具又は器具を使用すること。
- (2) 墜落による危害を受けるおそれがあるときは、安全帯を使用すること。
- (3) 柱上より器具、工具類を投下しないこと。
- (4) 強風又は降雨、降雪、結氷等により滑るおそれのあるときは、作業を行わないこと。

(制動装置等)

第163条 加盟者及び施業実施者は、機械集材装置又は運材索道については、次に定めるところによらなければならない。

- (1) 搬器又はつり荷を制動させる必要がない場合を除き、搬器又はつり荷を適時停止させることができる有効な制動装置を備えること。
- (2) 主索、控索及び固定物に取り付ける作業索は、支柱、立木、根株等の固定物で堅固なものに2回以上巻き付け、かつ、クリップ、クランプ等の緊結具を用いて確実に取り付けること。
- (3) 支柱の頂部を安定させるための控えは、2以上とし、控えと支柱とのなす角度を30度以上とすること。
- (4) サドルブロック、ガイドブロック等は、取付け部が受ける荷重により破壊し、又は脱落するおそれのないシャックル、台付け索等の取付け具を用いて確実に取り付けること。
- (5) 搬器、主索支持器その他の附属器具は、十分な強度を有するものを使用すること。
- (6) えい索又は作業索の端部を搬器又はロージングブロックに取り付けるときは、クリップ止め、アイスプライス等の方法により確実に取り付けること。

(転倒時保護構造等)

第164条 加盟者及び施業実施者は、架線集材機械を機械集材装置の集材機として用いる場合は、路肩、傾斜地等であって、架線集材機械の転倒又は転落により作業者に危険が生ずるおそれのある場所においては、転倒時保護構造を有し、かつ、シートベルトを備えたもの以外の架線集材機械を使用しないように努めなければならない。

- 2 加盟者及び施業実施者は、シートベルトを具備している場合、運転者にシートベルトを使用させなければならない。

(ヘッドガード)

第165条 加盟者及び施業実施者は、機械集材装置の集材機については、堅固なヘッドガードを備えたものでなければ使用してはならない。ただし、原木等の落下により運転者に危険を及ぼすおそれのないときはこの限りでない。

(防護柵等)

第166条 加盟者及び施業実施者は、機械集材装置の集材機については、原木等の飛来等により運転者に危険を及ぼすおそれのあるときは、運転者席の防護柵等当該危険を防止するための設備を備えたものでなければ使用してはならない。

- 2 加盟者及び施業実施者は、機械集材装置の集材機として用いる架線集材機械について、乗車席で作業装置の運転を行う場合は、フロントガードを備えたものでなければ使用してはならない。

(接触の防止)

第167条 加盟者及び施業実施者は、架線集材機械を機械集材装置の集材機として用いて集材の作業を行うときは、運転中の架線集材機械又は取り扱う原木等に接触することにより作業者に危険が生ずるおそれのある箇所に作業者を立ち入らせてはならない。



（搭乗の制限）

- 第168条 加盟者及び施業実施者は、機械集材装置又は運材索道の搬器、つり荷、重錐等の物で、つり下げられているものに、作業者を乗せてはならない。ただし、搬器、索等の器材の点検、補修等臨時的作業を行う場合で、墜落等による危険を生ずるおそれのない措置を講ずるときは、この限りでない。
- 2 加盟者及び施業実施者は、架線集材機械を機械集材装置の集材機として用いて集材の作業を行うときは、乗車席以外の箇所作業者を乗せてはならない。

（運転位置から離れる場合の措置）

- 第169条 加盟者及び施業実施者は、運転者が機械集材装置の運転位置から離れる場合、その運転者に次の各号に掲げる事項を行わせなければならない。
- (1) 作業索を緩めること。
  - (2) 集材ウインチを完全に停止すること。
  - (3) アタッチメントを有する架線集材機械を機械集材装置の集材機として用いる場合は、アタッチメントを接地させること。
  - (4) エンジンを止めること。

（運転位置からの離脱の禁止）

- 第170条 加盟者及び施業実施者は、機械集材装置又は運材索道が運転されている間は、当該集材機械装置又は運材索道の運転者を運転位置から離れさせてはならない。
- 2 前項の運転者は、機械集材装置又は運材索道が運転されている間は、運転位置を離れてはならない。

（合 図 等）

- 第171条 加盟者及び施業実施者は、林業架線作業を行う場合には、電話等の装置を設けて当該装置を使用する者を指名し、又は一定の合図を定めて当該合図を行う者を指名し、その指名された者に必要な連絡又は合図を行わせなければならない。

（立入禁止）

- 第172条 加盟者及び施業実施者は、林業架線作業を行う場合には、次の各号のいずれかに該当する箇所には、立ち入りを禁止する旨の明確な表示を行い、次項に定める場合を除き、作業者を立ち入らせてはならない。
- (1) 主索の下であって、原木等の落下又は降下により作業者に危害を及ぼすおそれのある箇所
  - (2) 原木等を荷掛けし、又は集材している場所の下方で、原木等が転落し、又は滑ることにより、作業者に危険を及ぼすおそれのあるところ
  - (3) 作業索の内角側であって、索又はガイドブロック等が反発し、又は飛来することにより作業者に危険を及ぼすおそれのある箇所
  - (4) 柱上作業が行われている場所の下方で、器具や工具等の落下により作業者に危険を及ぼすおそれのあるところ
  - (5) その他作業者に危害を及ぼすおそれのある箇所
- 2 加盟者及び施業実施者は、前項の箇所に作業者を立ち入らせる必要がある場合には、あらかじめ、林業架線作業主任者に連絡し、機械の運転を停止させる等の措置を講じ、危害発生のおそれのないことを確認させなければならない。

（盤 台）

- 第173条 加盟者及び施業実施者は、盤台を作設する場合には、作業者に、次の各号に掲げる事項

を行わせなければならない。

- (1) 荷重に対して耐え得る構造とすること。
- (2) 盤台を構成する支柱、けた、はり等は、鉄線、ボルト等により確実に固定すること。
- (3) 高さが2メートル以上の盤台にあつては、墜落防止設備を設けること。
- (4) 安全な場所に退避場所を設けること。

（ワイヤロープ等の安全係数）

第174条 加盟者及び施業実施者は、機械集材装置又は運材索道のワイヤロープ等の安全係数については、次の表の左欄に掲げる用途に応じて、それぞれ同表の右欄に掲げる値以上としなければならない。

ワイヤロープ等の用途	安全係数
主索	2.7
サイドケーブル	2.7
えい索	4.0
作業索（巻上げ索を除く）	4.0
巻上げ索	6.0
控索	4.0
台付け索	4.0
荷吊り索	6.0
チェーン	5.0

（不適格なワイヤロープの使用禁止）

第175条 加盟者及び施業実施者は、機械集材装置又は運材索道のワイヤロープについては、次のいずれかに該当するものを使用してはならない。

- (1) ワイヤロープの一よりの間において素線（フィラ線を除く。以下本号において同じ。）数の10パーセント以上の素線が切断したもの
- (2) 摩耗による直径の減少が公称径の7パーセントを超えるもの
- (3) キンクしたもの
- (4) 著しい形崩れ又は腐食のあるもの

（クリップの使用）

第176条 加盟者及び施業実施者は、クリップの使用について、作業者に、次の各号に掲げる事項を行わせなければならない。

- (1) クリップの種類及び取付個数は、次の表の左欄に掲げるワイヤロープの直径に応じて、同表の中欄に掲げるクリップの種類及び同表の右欄に掲げる取付個数とすること。

ワイヤロープの直径 （単位 ミリメートル）	クリップの種類	取付個数（単位 個）		
		6×24 又は 6×37 ワイヤロープの 場合	6×19 ワイヤロー プの場合	6×7 ワイヤロー プの場合
6.3～8	F8 又は MR8	4	5	6
9～10	F10 又は MR10	4	5	6
11.2～12.5	F12 又は MR12	4	5	6

14	F14 又は MR14	4	5	6
16	F16 又は MR16	4	5	6
18	F18	5	7	8
20～22.4	F20 - 22	5	7	8
24～25	F24 - 25	5	7	8
26～28	F26 - 28	5	7	8
30～31.5	F30 - 32	6	8	9
33.5～37.5	F33 - 38	7	9	11
40～45	F40 - 45	7	9	11
47.5～50	F47 - 50	8	10	12

(注) Fは鍛造製、MRは鋳造製である。

- (2) クリップのU字側をワイヤロープの端末側にすること。
- (3) クリップのナットは、各ナットに均一に力が作用するように確実に締め付けること。
- (4) クリップの取付間隔はワイヤロープの一よりの長さ（おおむねワイヤロープの直径の6.5倍）とすること。また、末端のクリップとワイヤロープの端末との間隔はワイヤロープの直径の6倍以上とすること。なお、6×7ワイヤロープの場合は8倍とすること。
- (5) ワイヤロープを根株、立木等の固定物に取り付けるときは、当該固定物とその直近のクリップとの間隔を当該固定物の直径の1.5倍以上とすること。

(試 運 転)

第177条 加盟者及び施業実施者は、機械集材装置の組立て又は主索の張力に変更を及ぼすような変更をする場合には、主索の緊張度を検定し、かつ、最大使用荷重で試運転を行わせなければならない。

2 加盟者及び施業実施者は、試運転終了後に、林業架線作業主任者に、点検をさせなければならない。

(点 検)

第178条 加盟者及び施業実施者は、林業架線作業については、次の表の左欄に掲げる場合に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる事項を点検し、異常を認めるときは、直ちに、補修し、又は取り替えなければならない。

点検を要する場合	点検事項
組立又は変更を行った場合 試運転を行った場合	<ul style="list-style-type: none"> <li>・支柱及びアンカーの状態</li> <li>・集材機、運材機及び制動機の異常の有無及びその据付けの状態</li> <li>・主索、えい索、作業索、控索及び台付け索の異常の有無及びその取付の状態</li> <li>・搬器又はロージングブロックと ワイヤロープとの緊結部の状態</li> <li>・安衛則第151条の141第1項の電話、電鈴等の装置の異常の有無</li> </ul>
強風、大雨、大雪等の悪天候の後及び中震以上の地震の後の場合	<ul style="list-style-type: none"> <li>・支柱及びアンカーの状態</li> <li>・集材機、運材機及び制動機の異常の有無及びその据付けの状態</li> <li>・主索、えい索、作業索、控索及び台付け索の取付の状態</li> <li>・安衛則第151条の141第1項の電話、電鈴等の装置の異常の有無</li> </ul>
その日の作業を開始しようとする場合	<ul style="list-style-type: none"> <li>・集材機、運材機及び制動機の機能</li> <li>・荷吊り索の異常の有無</li> <li>・運材索道の搬器の異常の有無及び搬器とえい索との緊結部の状態</li> <li>・安衛則第151条の141第1項の電話、電鈴等の装置の機能</li> </ul>

## 第2款 集材作業

（最大使用荷重等の指示）

第179条 加盟者及び施業実施者は、機械集材装置を設置しようとする場合には、あらかじめ、林業架線作業主任者に、次の各号に掲げる事項を示さなければならない。

- (1) 集材機、支柱、盤台等の配置の場所
- (2) 主索、作業索の種類及びその直径
- (3) 支間距離の合計
- (4) 支間の斜距離、傾斜角及び中央垂下比
- (5) 最大使用荷重
- (6) 集材機の最大けん引力

（集材機の据付け箇所）

第180条 加盟者及び施業実施者は、集材機を据え付ける場合には、林業架線作業主任者に、次の各号に掲げる要件を具備した箇所を選定させなければならない。

- (1) 機体を水平に安定できること。
- (2) 堅固なアンカーが取れること。
- (3) 主索の直下でないこと。
- (4) 台付け索の切断又はガイドブロックの脱落等により、作業索又はガイドブロックが反発又は飛来するおそれがないこと。
- (5) 落石、出水等による危険のないこと。
- (6) 直近のガイドブロックからドラム幅の15～20倍程度の距離があること。

（集材機又は運材機の据付け）

第181条 加盟者及び施業実施者は、機械集材装置の集材機又は運材索道の運材機の据付けの作業を行う場合には、作業者に、次の各号に掲げる事項を行わせなければならない。

- (1) 集材機のドラムを直近のガイドブロックに正対させること。
- (2) 歯止装置又は止め金つきブレーキを備え付けること。
- (3) 振動により横振れし、又は張力により浮き上がり、若しくは引き出されることがないようにアンカーに確実に固定すること。
- (4) 集材機に小屋がけを行うときは、運転に支障をきたさないものとする。

2 加盟者及び施業実施者は、架線集材機械を機械集材装置の集材機として用いる場合は、次に定める措置を講じなければならない。

- (1) 架線集材機械の停止の状態を保持するためのブレーキを確実にかける等の架線集材機械の逸走を防止する措置を講じること。
- (2) アウトリガーを必要な広さ及び強度を有する鉄板等の上で張り出し、又はブレードを地上に下ろす等の架線集材機械の転倒又は転落による労働者の危険を防止するための措置を講ずること。

（立木支柱の選定）

第182条 加盟者及び施業実施者は、立木支柱の選定を行う場合には、林業架線作業主任者に、次の各号に掲げる事項を行わせなければならない。

- (1) 索張り方式に適した十分な負担力を有する立木を選定すること。
- (2) 前号に定める立木が存在しないときは、なるべくこれに近い負担力を有する立木を選定し、控索、添え木等によりその強度を補強すること。

（木製支柱の組立て）

第183条 加盟者及び施業実施者は、木製支柱の組立ての作業を行う場合には、林業架線作業主任者に、次の各号に掲げる事項を行わせなければならない。

- (1) 十分な負担力のある丸太材又は組立て柱を使用すること。
- (2) 支柱の根元を地盤に確実に埋め込むこと。ただし、地盤が軟弱なときは、根かせを付け、又は碎石等を十分突き固めること。
- (3) 控索で確実に固定すること。

（当て木）

第184条 加盟者及び施業実施者は、作業者に、立木支柱又は木製支柱のブロック及び控索の取付け位置には、当て木を取り付けさせなければならない。

（鋼製支柱の組立て）

第185条 加盟者及び施業実施者は、鋼製支柱の組立て作業を行う場合には、林業架線作業主任者に、次の各号に掲げる事項を行わせなければならない。

- (1) 工作仕様書に基づいて正しく組み立てること。
- (2) 支柱の根元に負担力に耐えるような工作を施すこと。
- (3) 控索で確実に固定すること。

（控索の方向）

第186条 加盟者及び施業実施者は、元柱又は先柱の控索を張る作業を行う場合には、林業架線作業主任者に、次の各号に掲げる事項を行わせなければならない。

- (1) 支柱と支間側の主索とのなす角（以下「前方角」という。）より、支柱と固定された側の主索とのなす角（以下「後方角」という。）が小さいときは、後方に張ること。
  - (2) 前方角より、後方角が大きいときは、前方に張ること。
  - (3) 前方角と後方角とが等しいときは、主索に90度程度に張ること。
  - (4) 控索と主索を含む鉛直面との角度は、45度程度とすること。
  - (5) 原木の横取り等により、支柱にかかる張力が付加するおそれがあるときは、控索を二段に張る等の補強措置を講ずること。
- 2 加盟者及び施業実施者は、向柱の控索を張る作業を行う場合には、林業架線作業主任者に、向柱にかかる力の方向の反対方向の延長線を中心として、その両側に45度程度に張らせなければならない。

（控索の支柱への取付け位置及び数）

第187条 加盟者及び施業実施者は、支柱に控索の取付けの作業を行う場合には、林業架線作業主任者に、次の各号に掲げる事項を行わせなければならない。

- (1) 各ブロックの取り付け箇所より上方の位置に取り付けること。
- (2) 各控索が各ブロックに接触しないようにすること。
- (3) 控索の数は、人工支柱のときは7本以上、立木支柱のときは2本以上とし、支柱の強度により2本ずつ増すこと。
- (4) 支柱と控索とのなす角度は、45度以上60度未満とすること。ただし、地形の関係でこの角度が45度未満又は60度以上となるときは、控索の数を増すこと。

（控索のアンカー）

第188条 加盟者及び施業実施者は、林業架線作業主任者に、控索のアンカーとして十分な支持力



のある根株、岩石等を選定させなければならない。

（主索の固定）

第189条 加盟者及び施業実施者は、主索を固定する作業を行う場合には、作業者に、主索の端部を立木、根株等の固定物であって堅固なものに2回以上巻き付け、クランプ、クリップ等を用いて確実に緊結させなければならない。

（作業索の取付け）

第190条 加盟者及び施業実施者は、作業索の取付け作業を行う場合には、作業者に、次の各号に掲げる事項を行わせなければならない。

- (1) 作業索の端部をクランプ、クリップ等を用いて集材機のドラムに確実に取り付けること。
- (2) 作業索は、2巻以上ドラムに残るようにすること。
- (3) 作業索の端部を搬器、荷掛けフック等にシャックル又はクリップを用いて確実に取り付けること。
- (4) 作業索が岩石その他の障害物に触れて摩擦を生ずるおそれのある箇所には、索受けローラーを設置すること。
- (5) 固定物に取り付ける作業索は、立木、根株等の固定物で堅固なものに2回以上巻き付け、クランプ、クリップ等の緊結具を用いて確実に取り付けること。

（最大使用荷重等の表示）

第191条 加盟者及び施業実施者は、集材機の据付け箇所の作業者が見やすい位置に、次の各号に掲げる事項を明示した表示板を設置しなければならない。

- (1) 最大使用荷重
- (2) 支間の斜距離、傾斜角及び中央垂下比
- (3) 主索及び作業索の種類及び直径
- (4) 林業架線作業主任者及び機械集材装置の運転に係る特別教育修了者（第196条において「集材機運転者」という。）の氏名
- (5) 予定使用期間

2 加盟者及び施業実施者は、機械集材装置については、前項の最大使用荷重を超える荷重をかけて使用してはならない。

（台付け索の取付け）

第192条 加盟者及び施業実施者は、台付け索を支柱、根株等に取り付ける場合には、作業者に、少なくとも腹側1回は巻き付けさせなければならない。

（ガイドブロックの取付け）

第193条 加盟者及び施業実施者は、台付け索にガイドブロックを取り付ける場合には、作業者に、台付け索の両端のアイの部分に、ガイドブロックのシャックルの部分を通させなければならない。

（巻過ぎ防止）

第194条 加盟者及び施業実施者は、機械集材装置については、巻過ぎ防止装置を備える等、巻上げ索の巻過ぎによる作業者の危険を防止するための措置を講じなければならない。

（ブーム等の降下による危険の防止）

第195条 加盟者及び施業実施者は、架線集材機械（構造上、ブーム、アーム等が不意に降下することを防止する装置が組み込まれているものを除く。）を機械集材装置の集材機として用いる場合

であって、架線集材機械のブーム、アーム等を上げ、その下で修理、点検等の作業を行うときは、ブーム、アーム等が不意に降下することによる労働者の危険を防止するため、当該作業に従事する作業者に安全支柱、安全ブロック等を使用させなければならない。

2 前項の作業に従事する作業者は、同項の安全支柱、安全ブロック等を使用しなければならない。

（集材機の運転）

第196条 加盟者及び施業実施者は、集材機の運転を行う場合には、集材機運転者に、次の各号に掲げる事項を守らせなければならない。

- (1) 運転中は、運転位置を離れないこと。
- (2) 急激な発進又は制動を行わないこと。ただし、やむを得ずこれを行ったときは、直ちに必要な箇所について点検を行うこと。
- (3) 運転中、集材機に異常な張力がかかったときは、直ちにドラムの回転を停止し、林業架線作業主任者に連絡し、点検を行わせること。
- (4) ワイヤロープを乱巻きの状態で巻きとらないこと。
- (5) 集材機が異常音を発するときは、直ちに運転を停止し、点検すること。
- (6) 巻過ぎ防止の表示を超えて巻き込まないこと。

（荷掛け作業）

第197条 加盟者及び施業実施者は、荷掛け作業を行う場合には、作業者に、次の各号に掲げる事項を行わせなければならない。

- (1) 巻き上げの前に、荷が荷吊り索から抜けるおそれがないかを確認すること。
- (2) 巻き上げの際には、安全な箇所に退避した後、巻き上げの合図をすること。

（荷外し作業）

第198条 加盟者及び施業実施者は、荷外し作業を行う場合には、作業者に、次の各号に掲げる事項を行わせなければならない。

- (1) 荷が降下するときは、安全な箇所に退避すること。
- (2) 荷外しは、荷が盤台又は地面に完全におりたことを確かめた後、行うこと。
- (3) 盤台に墜落を防止するための表示があるときは、表示の外に出て作業をしないこと。

### 第3款 運材作業

（最大使用荷重等の指示）

第199条 加盟者及び施業実施者は、運材索道の組立てを行う場合には、あらかじめ、林業架線作業主任者に、次の各号に掲げる事項を示さなければならない。

- (1) 積込み場、おろし場、制動機、運材機及び支柱の位置
- (2) 主索、復索及びえい索の種類及びその直径
- (3) 最長支間の斜距離、傾斜角及び中央垂下比並びに支間斜距離の合計
- (4) 最大使用荷重及び搬器ごとの最大積載荷重

（積込み場）

第200条 加盟者及び施業実施者は、積込み場を設ける場合には、林業架線作業主任者に、次の各号に掲げる事項を行わせなければならない。

- (1) 積込み又は集積に適当な広さを有する箇所を選定すること。
- (2) 集積及び集積箇所から荷掛け箇所への運搬作業を行うときは、原木の転落による危害が発生することのないよう防護措置を講ずること。

- (3) 機械集材装置と交差するときは、作業索が積込み場を通らないようにすること。ただし、地形上やむを得ず作業索が積込み場を通るときは、接触防止の措置を講ずること。  
また、作業索の内角側とならないようにすること。ただし、地形上やむを得ず内角側となるときは、ガイドブロックの台付け索切断によるガイドブロック、作業索等の飛来による危害が発生することのないよう防護措置を講ずること。
- (4) 荷掛け等を行うときは、墜落による危害が発生することのない箇所を選定すること。ただし、やむを得ず墜落による危害が発生するおそれのある箇所で荷掛け等を行うときは、適切な防護措置を講ずること。
- (5) 搬器を発進させるときは、積荷が盤台、支柱等の障害物に接触するおそれのないようにすること。

（おろし場）

第201条 加盟者及び施業実施者は、おろし場を設ける場合には、林業架線作業主任者に、次の各号に掲げる事項を行わせなければならない。

- (1) 荷おろし又は集積に適当な広さを有し、かつ、トラックへの積込みに適当な箇所を選定すること。
- (2) 荷おろし等を行うときは、墜落による危害が発生することのない箇所を選定すること。ただし、地形上やむを得ず墜落による危害が発生するおそれのある箇所に荷おろし場を設けるときは、適当な防護措置を講ずること。
- (3) 搬器の暴走の際に、容易に退避し得る箇所を、あらかじめ、選定しておくこと。

（支柱）

第202条 加盟者及び施業実施者は、木製支柱、鋼製支柱又はサイドケーブルを設ける場合には、林業架線作業主任者に、次の各号に掲げる事項を行わせなければならない。

- (1) 構造は、設計に示されたとおりのものですること。
- (2) 部材は、設計に基づき、十分な強度のあるものを使用すること。
- (3) 各支柱の中心線は、曲線索道の曲線部を除き、一直線とすること。
- (4) 支柱の根元は、移動及び沈下するおそれのないよう確実に施工すること。
- (5) 索支持金具は、その金具に適した方法により、脱落するおそれのないよう確実に取り付けること。

（主索等の固定及び支持）

第203条 加盟者及び施業実施者は、主索、復索及びサイドケーブルを固定する作業を行う場合には、林業架線作業主任者に、主索、復索及びサイドケーブルの張力に十分耐え得る強度を有する立木、根株等を選定させ、又はこれらを十分な強度を有するよう補強させなければならない。

2 加盟者及び施業実施者は、主索、復索及びサイドケーブルを固定する作業を行う場合には、作業者に、次の各号に掲げる事項を行わせなければならない。

- (1) 主索、復索及びサイドケーブルの端部を前項の立木、根株等のアンカーに2回以上巻き付け、クランプ、クリップ等の緊結具を用いて確実に固定すること。
- (2) 主索及び復索の径に適した支持器を使用させること。

（えい索の支持）

第204条 加盟者及び施業実施者は、えい索を取り付ける作業を行う場合には、作業者に、次の各号に掲げる事項を行わせなければならない。

- (1) えい索が制動機又は運材機の滑車の溝からはずれるおそれのあるときは、制動機又は運材機の

前方に案内のための滑車を取り付けること。

- (2) えい索が他の障害物に触れるおそれのある箇所には、えい索受けローラーを設置すること。

（制動機等の固定）

第205条 加盟者及び施業実施者は、制動機又は運材機及び遊動車を固定する作業を行う場合には、作業者に、次の各号に掲げる事項を行わせなければならない。

- (1) 制動機又は運材機及び遊動車が、固定されたアンカーからえい索の張力により離脱することのないようにすること。
- (2) えい索が制動機又は運材機及び遊動車の溝面を正しく通るようにすること。
- (3) 小屋がけするときは、制動操作に支障をきたさないものとする。

（制動装置）

第206条 加盟者及び施業実施者は、荷重、勾配等に適合する制動能力のある制動機を使用しなければならない。

- 2 加盟者及び施業実施者は、制動機を使用しないで、丸太をワイヤロープに直接摩擦させて制動する装置を使用してはならない。

（最大使用荷重等の表示）

第207条 加盟者及び施業実施者は、積込み場の作業者の見やすい位置に、次の各号に掲げる事項を明示した表示板を設置しなければならない。

- (1) 最長支間の斜距離、傾斜角及び中央垂下比
  - (2) 支間斜距離の合計
  - (3) 最大使用荷重
  - (4) 搬器ごとの最大積載荷重
  - (5) 主索、復索及びえい索の種類及び直径
  - (6) 搬器間隔
  - (7) 林業架線作業主任者及び制動機又は運材機の運転者の氏名
  - (8) 予定使用期間
- 2 加盟者及び施業実施者は、運材索道については、前項第3号の最大使用荷重及び同項第4号の搬器ごとの最大積載荷重を超える荷重をかけて使用してはならない。

（搬器の取付け）

第208条 加盟者及び施業実施者は、運材作業を行う場合には、作業者に、搬器を確実にえい索に取り付けさせなければならない。

（荷掛け作業）

第209条 加盟者及び施業実施者は、作業者に、荷掛け作業を行わせる場合には、次の各号に掲げる事項を守らせなければならない。

- (1) 搬器ごとの最大積載荷重を超えて荷掛けを行わないこと。
- (2) 巻上げの前に、荷が荷吊り索から抜け落ちるおそれのないよう確実に緊結すること。
- (3) 巻上げの際には、安全な箇所に退避した後、巻上げの合図をすること。

（荷外し作業）

第210条 加盟者及び施業実施者は、荷外し作業を行う場合には、作業者に、次の各号に掲げる事項を行わせなければならない。

- (1) 荷が停止してから荷外し作業を開始すること。

- (2) 荷をおろすときは、原木の転動により危害の生ずるおそれのない位置で行うこと。
- (3) 荷吊り索を長く下げたままで空搬器の返送をしないこと。
- (4) おろし場における原木の整理は、えい索の動きに注意して行うこと。

（運材索道の運転作業）

第211条 加盟者及び施業実施者は、運材索道を運転する場合には、制動機を操作する作業者に、次の各号に掲げる事項を行わせなければならない。

- (1) 運転中は、運転位置を離れないこと。
- (2) 急制動をしないこと。ただし、やむを得ず急制動を行ったときは、全線にわたって点検すること。
- (3) ブレーキを加熱させないこと。
- (4) 異常を認めたときは、直ちに運転を中止し、点検すること。

## 第4節 林業用単軌条運搬機の取扱い

### 第1款 通則

（単軌条運搬機の安全管理）

第212条 加盟者及び施業実施者は、単軌条運搬機を使用する場合は、構造指導基準（平成8年4月23日付け基発第261号「林業用単軌条運搬機安全管理要綱の策定について」）に適合したものを使用しなければならない。

- 2 会員及び施業実施者は、単軌条運搬機の使用に当たっては、前項に規定する林業用単軌条運搬機安全管理要綱に基づき、単軌条運搬機の保守管理を行わなければならない。

（単軌条運搬機の設置）

第213条 加盟者及び施業実施者は、単軌条運搬機を設置する場合は、設置指導基準（平成8年4月23日付け基発第261号「林業用単軌条運搬機安全管理要綱の策定について」）に従って設置しなければならない。

（運行計画）

第214条 加盟者及び施業実施者は、単軌条運搬機を使用する場合は、あらかじめ、単軌条運搬機の運行時間、乗降位置等を定めた運行計画を作成し、かつ、当該運行計画により作業を行うとともに、当該運行計画の内容を、作業者に周知しなければならない。

（合図）

第215条 加盟者及び施業実施者は、単軌条運搬機を使用する場合は、あらかじめ、単軌条運搬機の運転に関する合図の方法を定め、作業者に周知させるとともに、運転者等に当該合図を行わせなければならない。

（点検、整備）

第216条 加盟者及び施業実施者は、単軌条運搬機を使用する場合には、単軌条運搬機について、点検項目を定め、その項目について、作業者に、始業時、1月を超えない期間ごとに1回及び1年を超えない期間ごとに1回、定期的に、それぞれの期間に応じた点検項目について、点検を行わせなければならない。ただし、使用しない期間においては、この限りでない。

- 2 会員及び施業実施者は、前項の点検の結果及び使用中に異常を認めたときは、直ちに、補修その他必要な措置を講じなければならない。



## 第2款 単軌条運搬機の使用

（運 転）

第217条 加盟者及び施業実施者は、単軌条運搬機を運転するときは、運転者に、次の事項を行わせなければならない。

- (1) 搭乗者の乗降のため機体を停止する場合は、搭乗者が乗降を安全に行うことができるよう軌条の地上からの高さが高すぎることなく、かつ、できる限り平坦で足場のよい場所に停止すること。
- (2) 作業者を搭乗させ又は荷物を積載するときは、定められた定員又は最大積載量を超えないようにすること。
- (3) 乗用台車の乗車席部分及び荷物積載部分には、移動、落下等により搭乗者に危険を及ぼすおそれのある原木等の重量物を積載しないこと。
- (4) 荷物台車及び乗用台車の荷物積載部分に荷物を積載するときは、当該荷物を緊結する等により当該荷物の移動、落下等により搭乗者に危険を及ぼすおそれのないように措置すること。
- (5) 原動機の始動は、制動装置が作動していることを確認してから行うこと。また、始動後は必ず原動機の暖気運転を行うこと。
- (6) 機体の発進は、軌条及び機体の周囲に人がいないこと並びに変速レバーの位置が正しいことを確認してから行うこと。
- (7) 機体の走行中は、搭乗者の乗降を行わせないこと。
- (8) 降坂時においては、エンジンプレーキの効果があるようにすること。
- (9) 軌条の分岐装置の操作は、確実に行うこと。
- (10) 運転席を離れるときは、原動機を止め、かつ、制動装置を作動させる等機体の逸走を防止するための措置を講ずること。
- (11) 機体の走行中に機体の調整、整備等の必要が生じたときは、傾斜が緩く、逸走のおそれがない安全な場所で、搭乗者を降車させてから行うこと。制動装置が機能しない場合は、急傾斜地の場合等には、ロープで機体を軌条に緊結する等により機体を固定してから行うこと。
- (12) 機体の走行中は、軌条周辺の状況、機体の状況等に注意し、異常を発見したときは直ちに機体を停止させること。

（駐 車）

第218条 加盟者及び施業実施者は、単軌条運搬機を駐車するときは、運転者に、次の事項を行わせなければならない。

- (1) 駐車中は、シートカバーを掛ける等必要な措置を講ずること。
- (2) 駐車するときは、機体を逸走のおそれのない傾斜の緩い場所に停めること。やむを得ず機体を傾斜地に駐車するときは、制動装置を確実に作動させる等逸走を防止する措置を講ずること。
- (3) 使用の休止のため長期にわたり駐車するときは、燃料タンク及び気化器から燃料を抜き取っておくこと。

## 第4章 造林作業

### 第1節 通 則

（服 装 等）

第219条 加盟者及び施業実施者は、造林作業を行う場合には、作業者に、次の各号に掲げる事項を守らせなければならない。

- (1) 袖締まり、裾締まりのよい作業服を着用する等安全な作業を行うことができる服装とすること。
- (2) 保護帽を着用すること。
- (3) 必要に応じ、呼子を携帯させるとともに防蜂網、保護眼鏡、すね当て、防汚衣等を着用すること。

2 加盟者及び施業実施者は、蜂刺されのおそれのある場所で作業させる場合は、あらかじめ作業者に医師による蜂アレルギーの検査又は診察を受けさせ、重篤なアレルギー反応を起こす可能性のある作業には、アドレナリンの自己注射器の処方及び交付を受けさせた後、当該作業地に携帯させなければならない。

（チェーンソーによる造林作業）

第220条 加盟者及び施業実施者は、造林作業において、作業者にチェーンソーを使用させる場合には、第2章に定めるところにより、適切に使用させなければならない。

（刈払機による造林作業）

第221条 加盟者及び施業実施者は、造林作業において、作業者に刈払機を使用させる場合には、第4章第7節に定めるところにより、適正に使用させなければならない。

（作業用具の点検等）

第222条 加盟者及び施業実施者は、くわ、なた、梯子等の作業用具を用いて作業を行う場合には、作業者に、異常の有無を点検させなければならない。

2 加盟者及び施業実施者は、点検により異常が認められたときは、直ちに補修、その他必要な措置を講じなければならない。

（作業用具の整理）

第223条 加盟者及び施業実施者は、作業者が作業中又は休憩時等に機械器具を置くときは、滑らないように安定させ、かつ、危険な部分は見えやすい状態にさせなければならない。

（歩行動作）

第224条 加盟者及び施業実施者は、作業地への往復及び作業中の歩行について、作業者に、次の各号に掲げる事項を行わせなければならない。

- (1) 互いに安全な間隔を保つこと。
- (2) 機械器具等の携行運搬に当たっては、危険な部分に覆いをすること。
- (3) 急傾斜地や滑りやすいところでは、機械器具の保持、携行について十分に注意すること。

（環境の整備）

第225条 加盟者及び施業実施者は、作業環境の整備のため、作業者に、次の各号に掲げる事項を行わせなければならない。

- (1) 落下するおそれのある浮石、末木枝条等不安定なものは、あらかじめ、取り除くこと。
- (2) つる類は、根元から切り離し、石、根株等の障害物及びくぼみに気をつけ、転倒、踏み抜き等危害が発生することのないよう足元を整えること。

（上下作業の禁止）

第226条 加盟者及び施業実施者は、斜面で、地ごしらえ、植付け、下刈り等の作業を行う場合において、物体の落下等により作業者に危険を及ぼすおそれのあるときは、各作業者の作業位置が上下にならないよう、かつ、安全な間隔を保つようになさなければならない。

（作業中の打合せのための接近）

第227条 加盟者及び施業実施者は、作業者が作業中、打合せ等のため、相手に近づくときは、合図をしながら後方から近寄るようにさせなければならない。

（悪天候時の作業の禁止）

第228条 加盟者及び施業実施者は、強風、大雨、大雪等の悪天候のため危険が予想される場合には、造林作業を行わせてはならない。

## 第2節 地ごしらえ作業

（地ごしらえ）

第229条 加盟者及び施業実施者は、地ごしらえ作業を行う場合には、作業者に、次の各号に掲げる事項を守らせなければならない。

- (1) なたは、逆なたや膝から上の位置で使用しないようにすること。
- (2) 作業中に、なた、かま等が跳ねたり、それたりしないように、周囲の切株、つる等に注意すること。
- (3) 跳ね返るおそれのある枝条、かん木、笹等は事前に処理すること。
- (4) 傾斜地では、落下物による危害を受けないよう斜面の上方から刃物を当てること。
- (5) 伐倒又は刈払いの切り口は、低く、かつ、平滑になるようにすること。
- (6) 筋置き又は巻落としの枝条集積に当たっては、枝条の跳ね返り又は石等の落下による危害が発生することのないことを確認すること。
- (7) 筋置きしたときは、筋が崩壊しないよう杭止め等の措置を講ずること。
- (8) 火入れ作業については、責任者の指示に従って行動すること。

## 第3節 植付け作業

（植付け）

第230条 加盟者及び施業実施者は、植付け作業を行う場合には、作業者に、次の各号に掲げる事項を行わせなければならない。

- (1) くわを使うときは、根株、つる、石等の反発により、危害発生のおそれのないよう注意すること。
- (2) 根は、くわでこじって引っ張ることなく、なた等で切り除き、掘り出した石等は下方に転落をさせないこと。

## 第4節 刈払機による下刈り作業

（就業の制限）

第231条 加盟者及び施業実施者は、刈払機械取扱い業務を行う場合には、平成12年2月16日付け基発第66号「刈払機取扱作業者に対する安全衛生教育について」に基づく安全衛生教育を修了した者でなければ、その業務に就かせてはならない。

（近接作業の禁止）

第232条 加盟者及び施業実施者は、刈払機を用いて作業を行うときは、刈払機作業員から5メートル以内を危険区域とし、この区域に他の作業員を立ち入らせてはならない。

2 加盟者及び施業実施者は、複数の作業員に刈払機作業を行わせる場合、当該作業間の距離は15メートル以上離れさせるように努めなければならない。

（下 刈 り）

第233条 加盟者及び施業実施者は、下刈り作業を行う場合には、作業者に、次の各号に掲げる事項を行わせなければならない。

- (1) かまの大振りや、片手振り用のかま以外のかまの片手振りをしないこと。
- (2) 夏期炎天下の作業では、休息及び休憩時間を十分にとり、疲労回復を図ること。

## 第5節 枝打ち等の高所作業

（枝打ち等の高所作業）

第234条 加盟者及び施業実施者は、枝打ち、採種、採穂の作業で高所作業を行う場合には、作業者に、次の各号に掲げる事項を行わせなければならない。

- (1) 梯子等は、はずれないように確実に据え付けること。
- (2) 作業中は、必要に応じて安全帯を使用すること。
- (3) 支え手又は足をかける枝は、生枝を利用すること。
- (4) 高所作業の直下の危険区域には、他の作業者を立ち入らせないこと。

## 第6節 薬剤散布作業

（薬剤散布）

第235条 加盟者及び施業実施者は、除草剤等の薬剤を取り扱う場合には、関係法令に定めるところに従うとともに、作業責任者を選任しなければならない。

2 加盟者及び施業実施者は、薬剤散布作業を行う場合には、作業者に、次の各号に掲げる事項を守らせなければならない。

- (1) 露出部の少ない服装とすること。
- (2) 散布は風上より風下に向かって行うこと。
- (3) 作業終了後は、顔、腕等の露出部をよく洗い、かつ、うがいをすること。
- (4) 薬剤の使用後、残留が生じたときは、必ず返納すること。

## 第7節 刈払機取扱い作業

### 第1款 通則

（チェーンソー以外の振動工具の取扱い業務に係る振動障害予防対策指針の遵守）

第236条 加盟者及び施業実施者は、平成21年7月10日付け基発0710第2号「チェーンソー以外の振動工具の取扱い業務に係る振動障害予防対策指針について」を遵守するとともに、本指針が作業者に守られるよう、必要な措置を講じなければならない。

（刈払機の選定基準）

第237条 加盟者及び施業実施者は、次の各号に掲げる定めるところにより、刈払機を選定しなければならない。

- (1) 刈払機は、造林作業に適した構造、強度を有するものを選ぶこと。
- (2) 日振動ばく露量  $A(8)$  が日振動ばく露限界値  $(5.0m/s^2)$  を超えることがないよう振動ばく露時間の抑制、低振動の刈払機の選定を行うこと。
- (3) 日振動ばく露限界値  $(5.0m/s^2)$  を超えない場合であっても、日振動ばく露対策値  $(2.5m/s^2)$  を超える場合は、振動ばく露時間の抑制、低振動の刈払機の選定を行うこと。
- (4) 防振ゴム等、防振材料により防振対策が施され、振動がハンドル又は操作棒に伝達しにくいものであること。
- (5) 刈払機は、緊急離脱装置、飛散防護装置及び腰バンドを備えたものを使用するとともに、その装着に努めること。この場合において、刈払機の選定に当たっては、3点支持の肩掛バンドを選

扱するよう努めること。

- (6) 刈払機のスロットルレバーは、トリガー式スロットル装置を備えた刈払機を使用するように努めること。
- (7) 刈刃は、丸のこ刃又はこれと同等の性能と安全性を有するものであること。
- (8) 刈刃は、正しい目立てを行ったものを使用すること。
- (9) 刈刃の取り付けは、専用工具を使用し確実に取り付けたことを確認して使用すること。

（作業計画の作成）

第238条 加盟者及び施業実施者は、刈払機を用いて作業を行う場合には、次の事項により労働災害の防止に努めなければならない。

- (1) 作業手順、作業者の配置、合図の方法等及び振動ばく露時間などを踏まえた作業計画を定め、作業者に周知するとともに、当該作業を指揮する者を定めること。
- (2) 刈払機の使用に当たっては、当該作業以外の作業と組み合わせることにより、刈払機その他の振動工具の取扱い作業に従事しない日を設けること。

（目立て機器の備付け）

第239条 加盟者及び施業実施者は、刈払機を用いて作業を行う場合には、刈刃の目立てのための機器を備え付けなければならない。

（目立て）

第240条 加盟者及び施業実施者は、作業者に、目立て機器を用いて刈刃の目立てを行わせなければならない。

（予備の丸のこ刃の携行）

第241条 加盟者及び施業実施者は、刈払機を用いて作業を行う場合には、作業者に予備の丸のこ刃を携行させなければならない。

（保護具等の備え付け）

第242条 加盟者及び施業実施者は、刈払機を用いて作業を行う場合には、次の各号に掲げる保護具を備え付けなければならない。

- (1) 防振のための手袋
- (2) 飛散物から目を守るための防護眼鏡
- (3) すね当て
- (4) その他滑り止め等必要な保護具

（振動工具管理責任者の選任）

第243条 加盟者及び施業実施者は、刈払機を使用する事業場については、振動工具管理責任者を選任し、刈払機の点検・整備状況を定期的に確認するとともに、その状況を「振動障害総合対策要綱（平成21年7月10日付け基発0710第5号）第1の3の(1)で示された別紙3の振動工具自主点検表（チェーンソー以外用）」に記録しなければならない。

（点検、整備）

第244条 加盟者及び施業実施者は、作業者が使用する刈払機について、点検項目を定め、その項目について、作業者に、始業時、毎週1回、1月を超えない期間ごとに1回、点検を行わせなければならない。

2 加盟者及び施業実施者は、前項の点検により異常が認められたときは、直ちに補修、その他必要な



処置を講じなければならない。

## 第2款 刈払機作業

（操作時間）

第245条 加盟者及び施業実施者は、刈払機を用いて作業を行う場合には、作業者に、刈払機の操作時間について、次の各号に掲げる事項を守らせなければならない。ただし、電動式の刈払機を使用する場合は、この限りではない。

- (1) 第25条に規定する振動ばく露限界時間（以下、単に「振動ばく露限界時間」という。）が2時間を超える場合は、当面、1日の振動ばく露時間を2時間以下とすること。
- (2) 「周波数補正振動加速度実効値の3軸合成値」が把握できない刈払機は、類似の刈払機の「周波数補正振動加速度実効値の3軸合成値」を参考に振動ばく露限界時間を算出し、これが2時間を超える場合には、1日の振動ばく露時間を2時間以下のできる限り短時間とすること。
- (3) 刈払機の一連続作業時間は、概ね30分以内とし、一連続作業後、5分以上の休止時間を設けること。

（刈払機の取扱い）

第246条 加盟者及び施業実施者は、刈払機の取り扱いについて、作業者に、次の各号に掲げる事項を守らせなければならない。

- (1) 刈払機のハンドルは、軽く握るように操作すること。
- (2) 刈払作業は、身体のバランスに常に配慮した正しい姿勢で行うこと。特に足の位置は、刈刃に近寄らないようにすること。
- (3) 刈払機を用いて作業を行うときは、急斜面では、斜面の下方に向かって刈り進まないこと。やむを得ず急斜面で刈払作業を行うときは、かま等の手工具により行うこと。
- (4) 刈刃で打つ、たたく等の方法での刈払いは行わないこと。
- (5) 刈払の対象物に当てる刈刃の位置は、安全に切断できる箇所とすること。
- (6) 刈刃が岩石等の障害物等に当たったときは、直ちにエンジンを止め、刈刃が止まったことを確認のうえ、刈刃を点検すること。
- (7) 飛散防護装置等の周辺部に雑草、つる等がからまったときは、エンジンを止め、刈刃が止まったことを確認のうえ取り除くこと。
- (8) 刈刃が止まってもエンジンの回転中は、刈刃に近づいたり、他の作業者を近づけたりしないこと。
- (9) 高速度での空運転は、できる限り避けること。
- (10) 作業中又は休息時に刈払機を置くときは、滑らないように安定させ、刈刃は見えやすい状態にしておくこと。

（刈払機の持ち運び等）

第247条 加盟者及び施業実施者は、刈払機を持ち運ぶ場合には、作業者に、次の各号に掲げる事項を守らせなければならない。

- (1) 作業地への往復等においては、刈刃をはずすか又は覆いをかけるとともに歩行者間の距離を十分に保つこと。
- (2) 作業地内にある浮き石等不安定なものの上を歩かないこと。また、雨中や雨上がりのときの歩行及び湿っている場所での歩行では、転倒しないよう必要に応じ履物に滑り止め用具を使用すること。
- (3) 作業地内で刈払場所を変えるため等移動するときは、エンジンを停止すること。

### 第3款 健康管理

（体操の実施）

第248条 加盟者及び施業実施者は、刈払機を用いて作業を行う場合には、作業者に、その日の作業を開始する前及び作業中の適当なときに体操を行わせなければならない。

（寒冷時等における措置）

第249条 加盟者及び施業実施者は、寒冷時に刈払機を用いて作業を行う場合には、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) ストーブ等の暖房施設を有する休息のための施設を設けること。
  - (2) 作業者の身体の保温について必要な指導を行うこと。
- 2 雨の中の作業等作業者の身体を冷やすこととなる作業は、努めて避けるようにしなければならない。

（特殊健康診断）

第250条 加盟者及び施業実施者は、刈払機を用いて作業を行う場合には、作業者に対し、刈払機作業に就くこととなったとき及びその後1年以内ごとに1回、健康診断を受けさせなければならない。

- 2 加盟者及び施業実施者は、昭和50年10月20日付け基発第610号（改正、平成21年7月10日付け基発第0710第1号）「チェーンソー取扱い業務に係る健康管理の推進について」に準じて、健康管理区分に基づく適切な事後措置及び配置時の措置等を行わなければならない。

## 第5章 木材加工作業

### 第1節 通則

（木材加工用機械作業主任者の選任等）

第251条 加盟者及び施業実施者は、木材加工用機械のうち、丸のこ盤、帯のこ盤、かんな盤、面取り盤又はルーター（これらのうち携帯用のものを除く。）を合わせて5台以上（当該機械のうちに自動送材車式帯のこ盤が含まれている場合には、3台以上）有する事業場において、当該機械による作業を行う場合には、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号。以下「安衛法」という。）別表第18第1号に掲げる木材加工用機械作業主任者技能講習を修了した者のうちから、木材加工用機械作業主任者を選任し、その職務を行わなければならない。

- 2 加盟者及び施業実施者は、前項による作業主任者の選任を要しない事業場においては、安全確認者を選任し、その職務を行わなければならない。この場合において、安全確認者には、前項の木材加工用機械作業主任者技能講習を修了した者から選任するよう努めなければならない。
- 3 加盟者及び施業実施者は、作業主任者を選任したときは、当該作業主任者の氏名及びその者に行わせる事項を作業場の見やすい箇所に掲示する等により関係作業者に周知させなければならない。

（服装等）

第252条 加盟者及び施業実施者は、木材加工用機械作業及びこれに伴う作業を行う場合には、服装について、作業者に、次の各号に掲げる事項を守らせなければならない。

- (1) 袖締まり、裾締まりのよい作業服を着用する等安全な作業を行うことができる服装とすること。

- (2) 滑るおそれがなく、かつ、脱げにくい履物を使用すること。
- (3) 作業帽を着用すること。ただし、飛来、落下、転倒、墜落等のおそれのある作業については、保護帽を着用すること。
- (4) 身体の一部が巻き込まれるおそれのある作業については、手袋、前掛け、手ぬぐい等を着用しないこと。
- (5) はい等の丸太の上で作業を行う作業者は、必要に応じて滑り止め金具を使用すること。

（整理、整頓）

第253条 加盟者及び施業実施者は、木材加工用機械作業及びこれに伴う作業を行う場合には、整理、整頓について、次の各号に掲げる事項を行い、その作業場所を整理整頓しなければならない。

- (1) 作業床面は、のこ屑、端材、樹皮等により、つまずき、滑り、転倒等がないように常に清掃すること。
- (2) 製品、部材、廃材等は速やかに所定の場所に整理すること。
- (3) 工具、刃物等は使用後速やかに所定の場所に整頓すること。
- (4) のこ屑、樹皮等は速やかに処理すること。

（荷崩れの防止）

第254条 加盟者及び施業実施者は、木材加工用機械作業及びこれに伴う作業を行う場合には、荷崩れを防止するため、次の各号に掲げる事項を行わなければならない。

- (1) 長さが2メートル以上の原木、製品、部材等を立ち積みするときは、はち巻き等の措置を講ずること。
- (2) 製品、部材等の背積みを行うときは、中央、両端の3箇所にさん木を用いること。なお、さん木は、ほぼ同じ大きさのものを用いること。
- (3) 荷崩れのおそれのない高さとする。

（作業床等）

第255条 加盟者及び施業実施者は、作業床について、次の各号に掲げる事項を行わなければならない。

- (1) 作業場の床面については、つまずき、滑り等の危険のないものとし、かつ、これを安全な状態に保持しなければならない。
- (2) 機械、装置上に設けられた作業床であって、転落等のおそれのあるものについては、転落等を防止するための設備を設けること。
- (3) 機械、装置上の作業床については、昇降のための設備を設けること。
- (4) 作業床及び昇降設備の損傷は、直ちに補修すること。

（通路）

第256条 加盟者及び施業実施者は、木材加工用機械作業及びこれに伴う作業を行う場合には、通路について、次の各号に掲げる事項を行わなければならない。

- (1) 作業場内及び作業場に通ずる場所には、作業者が使用するための安全な通路を設け、これを常時有効に保持すること。
- (2) 通路は、白線で明示し、表示すること。
- (3) 通路は、つまずき、転倒等のおそれがない状態に保つこと。
- (4) 通路には、材料等を置かないこと。
- (5) 通路の破損は、直ちに補修すること。
- (6) 通路面から高さ1.8メートル以内に障害物を置かないこと。

- (7) 機械間又はこれと他の設備との間に設ける通路については、幅80センチメートル以上のものとする。

(点検、整備)

第257条 加盟者及び施業実施者は、木材加工用機械作業及びこれに伴う作業を行う場合には、機械、装置の点検、調整、修理等について、作業者に、次の各号に掲げる事項を行わせなければならない。

- (1) 安全装置及び機械、装置の可動部の作動の円滑さ、確実さ及び損傷の有無について、作業前に点検すること。
- (2) 安全装置及び機械、装置の可動部の作動の円滑さ、確実さ及び損傷の有無並びに機械、装置の精度について定期的に点検すること。
- (3) 前各号の点検により、異常を認めるときは、直ちに修理すること。
- (4) 機械、装置の点検、調整、修理を行うときは、手元スイッチ及び元スイッチを切り、点検中等の表示を行い、不意に機械、装置が起動しない措置をとること。

## 第2節 木材加工用機械等による危険の防止

(回転軸等による危険の防止)

第258条 加盟者及び施業実施者は、木材加工用機械の回転軸、歯車、プーリー、ベルト等で作業者に危険を及ぼすおそれのある部分には、覆い、囲い、スリーブ、踏切橋等の当該危険を防止するための措置を設けなければならない。

- 2 加盟者及び施業実施者は、回転軸、歯車、プーリー、フライホイール等に附属する止め具については、埋頭型のものを使用し、又は覆いを設けなければならない。
- 3 加盟者及び施業実施者は、ベルトの継目には、突出した止め具を使用してはならない。
- 4 加盟者及び施業実施者は、第1項の踏切橋には、高さが90センチメートル以上の手すりを設けなければならない。

(運転開始の合図)

第259条 加盟者及び施業実施者は、木材加工用機械の運転を開始する場合において、作業者に危険を及ぼすおそれのあるときは、一定の合図を定め、合図を行う者を指名して、関係する作業員に対して合図を行わせなければならない。

(丸のこ盤の使用)

第260条 加盟者及び施業実施者は、丸のこ盤については、反発予防装置（割刃）、歯の接触予防装置、丸のこ軸固定装置、ブレーキ等の安全装置を備えたものでなければ使用してはならない。

(帯のこ盤の使用)

第261条 加盟者及び施業実施者は、帯のこ盤については、歯の接触予防装置、のこ車の覆い（ピットの覆いを含む。）、ブレーキ、送りローラーの覆い又は送りローラーの急停止装置等の安全装置を備えたものでなければ使用してはならない。

(手押しかな盤の使用)

第262条 加盟者及び施業実施者は、手押しかな盤については、刃の接触予防装置、かな胴固定装置、ブレーキ等の安全装置を備えたものでなければ使用してはならない。

(面取り盤の使用)

第263条 加盟者及び施業実施者は、面取り盤については、刃の接触予防装置、主軸固定装置、ブ

レーキ等の安全装置を備えたものでなければ使用してはならない。

（ルーターの使用）

第264条 加盟者及び施業実施者は、ルーターについては、刃の接触予防装置、主軸固定装置及びブレーキ等の安全装置を備えたものでなければ使用してはならない。

（リップ及びギヤングリップの使用）

第265条 加盟者及び施業実施者は、リップ及びギヤングリップについては、反発予防装置、側方防護板等の安全装置を備えたものでなければ使用してはならない。

（立入禁止）

第266条 加盟者及び施業実施者は、自動送材車式帯のこ盤の送材車と、のこ歯との間に作業者が立ち入ることを禁止し、かつ、その旨を見やすい箇所に表示しなければならない。

2 作業者は、前項の規定により立ち入ることを禁止された箇所に立ち入ってはならない。

（自動送材車の使用）

第267条 加盟者及び施業実施者は、自動送材車式帯のこ盤の送材車については、走行用操作レバーの自動ロック装置を備えたものでなければ使用してはならない。

（治具、工具等の使用）

第268条 加盟者及び施業実施者は、木材加工用機械作業を行う場合において、作業者の手が刃物に接触したり、巻き込まれたりするおそれのあるときは、治具、工具等の安全用具を使用させなければならない。

（のこ屑、端材等の除去）

第269条 加盟者及び施業実施者は、のこ屑、端材等を除去する際に、作業者の手が刃物に接触したり、巻き込まれたりするおそれのあるときは、除去棒、エヤーガン等の安全用具を使用させなければならない。

（注油）

第270条 加盟者及び施業実施者は、主軸、チェーン等に注油を行う際に、作業者の手が巻き込まれるおそれのあるときは、機械及び装置を停止し、不意に起動しない措置を講じてから行わせなければならない。

（付着物の除去）

第271条 加盟者及び施業実施者は、帯のこ、丸のこ、ローラー等に付着した異物を除去する際に、作業者の手が帯のこ、丸のこ及びローラー等に巻き込まれるおそれのあるときは、機械及び装置を停止し、機械及び装置が不意に起動しない措置を講じてから行わせるか、自動除去装置を用いて作業を行わせなければならない。

（安全装置の機能保持）

第272条 加盟者及び施業実施者は、木材加工用機械作業を行う場合には、作業者に、安衛則で定められた安全装置のほか、機械及び装置が機能上備えている安全装置を取りはずしたり、その機能を失わせたりして作業を行わせてはならない。



### 第3節 研削といしの使用

（研削といしの覆い）

第273条 加盟者及び施業実施者は、回転中の研削といしが作業者に危険を及ぼすおそれのあるときは、覆いを設けなければならない。

（研削といしの試運転）

第274条 加盟者及び施業実施者は、研削といしについて、その日の作業を開始する前には1分間以上、研削といしを取り替えたときには3分間以上試運転をしなければならない。

（研削といしの最高使用周速度を超える使用の禁止）

第275条 加盟者及び施業実施者は、研削といしについては、その最高使用周速度を超えて使用してはならない。

（研削といしの側面使用の禁止）

第276条 加盟者及び施業実施者は、側面を使用することを目的とする研削といし以外の研削といしの側面を使用してはならない。

### 第4節 積みおろし及び運搬作業

（立入禁止）

第277条 加盟者及び施業実施者は、貨物自動車又は貨車等から原木等を取りおろす作業を行う場合には、原木等が転落するおそれがある箇所に作業関係者以外の者を立ち入らせてはならない。

（荷おろし前の措置）

第278条 加盟者及び施業実施者は、作業者に、貨物自動車又は貨車等の荷掛けロープをはずさせる場合において、原木等が転落するおそれがあるときは、繊維ロープにより仮締め等の措置を講じさせなければならない。

（荷おろしの際の安全確認）

第279条 加盟者及び施業実施者は、作業者に、貨物自動車又は貨車等から原木等を取りおろさせる際には、あらかじめ、反対側の原木等が転落するおそれのある箇所に作業者がいないことを確認した後でなければ、これを行わせてはならない。

（長材の取りおろし）

第280条 加盟者及び施業実施者は、荷受台を用いて積んだ長材の取りおろし作業を行う場合には、作業者に、クレーン、ガイデリック、フォークリフト等の機械又はけん引具を使用させなければならない。

（作業用具）

第281条 加盟者及び施業実施者は、とび、つる又は木回しを使用して作業を行う場合には、作業者に、次の各号に掲げる事項を行わせなければならない。

- (1) 取り扱う原木の大きさ及び重量等に適したとび、つる又は木回しを使用すること。
- (2) とび、つる又は木回しは、原木等に完全にかかっているかどうかを確認すること。
- (3) 木回しを使用するときは、手前に引く操作又は原木等をまたいで行う操作をしないこと。
- (4) 使用後は、所定の場所に整理して置くこと。

（はい作業）

第282条 加盟者及び施業実施者は、高さが2メートル以上の原木等のはい付け又ははい崩し作業を行う場合には、安衛法別表第18第15号に掲げるはい作業主任者技能講習を修了した者のうちから、はい作業主任者を選任し、その指揮の下に行わせなければならない。

2 加盟者及び施業実施者は、作業主任者を選任したときは、当該作業主任者の氏名及びその者に行わせる事項を作業場の見やすい箇所に掲示する等により関係作業者に周知させなければならない。

3 加盟者及び施業実施者は、原木等のはい付け又ははい崩し作業を行う場合には、作業者に、次の各号に掲げる事項を行わせなければならない。

- (1) 共同作業のときは、会員及び施業実施者又ははい作業主任者が指名した者の合図により作業を行うこと。
- (2) くい止め、歯止め等により、はい崩れ防止の措置を講ずること。
- (3) 原木等の下抜き又は中抜きをしないこと。

(人力運搬作業)

第283条 加盟者及び施業実施者は、人力による運搬作業を行う場合には、作業者に、次の各号に掲げる事項を行わせなければならない。

- (1) 共同作業のときは、合図者を定め、その合図により作業を行うこと。
- (2) 手押し車を使用するときは、会員及び施業実施者が定める積み荷の高さを超えて積まないこと。
- (3) 体力及び技能に合わない原木等を運搬しないこと。
- (4) 通路を横切り又は曲がる場合等であって、見通しがきかないときは、一時停止し、安全を確認すること。

## 第6章 フォークリフト作業等

### 第1節 通則

(就業の制限)

第284条 加盟者及び施業実施者は、次の各号に掲げるフォークリフトの運転の業務を行う場合には、次の各号に掲げる者でなければ、その業務に就かせてはならない。

- (1) 最大荷重1トン以上のフォークリフトについては、安衛法別表第18第29号に掲げるフォークリフト運転技能講習を修了した者
- (2) 最大荷重1トン未満のフォークリフトについては、特別教育規程第7条に定める特別教育を修了した者

(服装等)

第285条 加盟者及び施業実施者は、フォークリフトを使用して作業を行う場合には、服装について、運転者及び作業者に、次の各号に掲げる事項を守らせなければならない。

- (1) 袖締まり、裾締まりのよい作業服を着用する等安全な作業を行うことができる服装とすること。
- (2) 保護帽を着用すること。
- (3) 滑るおそれがなく、かつ、脱げにくい履物を使用すること。
- (4) 運転者は、底部に金具を打った履物を使用しないこと。
- (5) はい等の丸太の上で作業を行う作業者は、必要に応じて滑り止め金具を使用すること。

（フォークリフトのヘッドガード）

第286条 加盟者及び施業実施者は、フォークリフトには、堅固なヘッドガードを設けなければならない。

（作業の指揮）

第287条 加盟者及び施業実施者は、フォークリフトを使用して作業を行う場合で、安衛法第14条に基づきはい作業主任者を必要とするときは、作業主任者を選任して運転者及び作業者を指揮させなければならない。また、安衛則第151条の4に基づき作業指揮者を必要とするときは、作業指揮者を定め、その者に運転者及び作業者を指揮させなければならない。

（作業の打合せ）

第288条 加盟者及び施業実施者は、フォークリフトを使用して作業を行う場合には、運転者及び作業者に、作業手順、連絡方法等作業の安全に必要な事項について、打合せを行わせなければならない。

（合 図）

第289条 加盟者及び施業実施者は、フォークリフトを使用して作業を行う場合には、一定の合図を定め、運転者及び作業者に、この合図を行わせなければならない。

（危険区域の表示等）

第290条 加盟者及び施業実施者は、フォークリフトを使用して作業を行う場合には、作業箇所及びフォークリフトの走行路線を危険区域とし、標識等の表示を行い、関係者以外の者が立ち入ることを禁止しなければならない。

（点検、整備）

第291条 加盟者及び施業実施者は、フォークリフトによる作業を行う場合には、フォークリフトについて、安衛則に則して、点検、定期の自主検査を行うほか、点検項目を定め、その項目について、作業者に、始業時に点検を行わせなければならない。

2 加盟者及び施業実施者は、前項の点検により異常が認められたときは、直ちに補修その他必要な措置を講じなければならない。

## 第2節 フォークリフトの運転

（運転一般）

第292条 加盟者及び施業実施者は、フォークリフトを使用して作業を行う場合には、運転者に、次の各号に掲げる事項を守らせなければならない。

- (1) 他の者を乗せて走行しないこと。
- (2) フォークリフトを走行させるときは、必ずマストを後方へ一杯に傾けること。
- (3) フォークリフトを発進させるときは、フォークリフトの直前及び直後に作業者がいないことを確かめ、かつ、進行方向の安全を確認すること。
- (4) 踏切、交差点、建物の出入口等見通しの悪い箇所では、一旦停止して左右の安全を確認すること。
- (5) 滑りやすい場所、不整地等を走行するときは、低速運転とすること。
- (6) フォークをてこ代わりにして丸太を移動しないこと。
- (7) フォークで丸太を押し転がさないこと。
- (8) ティルト装置を使って丸太を引っ張らないこと。

(9) フォークではいを突き崩さないこと。

（空車の運転）

第293条 加盟者及び施業実施者は、フォークリフトを空車で走行させる場合は、運転者に、次の各号に掲げる事項を行わせなければならない。

- (1) フォークの下端が地上から30センチメートル程度の高さに保つこと。
- (2) 道路を走行するときは、フォークにパレット等を取り付け、又はフォークの先端に標識を付けること。

（実車の運転）

第294条 加盟者及び施業実施者は、荷を積載したフォークリフトを走行させる場合には、運転者に、次の各号に掲げる事項を行わせなければならない。

- (1) フォークの下端の地上高は、15～20センチメートルを標準とし、走行路の状態等でこれにより難いときでも、フォークの上面が30センチメートルを超えないこと。
- (2) 急激な発進、停止、旋回をしないこと。
- (3) 傾斜地では斜め又は真横に走行しないこと。
- (4) 走行中にフォークの上げ下げをしないこと。
- (5) 走行中に旋回するときは、速度を落とし、積荷及び車体の後部が、はい、建物等に接触、衝突等しないようにすること。
- (6) 勾配5パーセント以上の坂道を下るときは、後退運転とし、エンジブレーキを使用すること。
- (7) 進行方向を見通せない高さの荷を運搬するときは、後退運転をし、又は誘導者をつけること。

（フォークリフトを離れるときの措置）

第295条 加盟者及び施業実施者は、運転者が運転位置から離れる場合には、次の各号に掲げる事項を守らせなければならない。

- (1) フォークをおろし、エンジンを止め、キーをはずし、ブレーキを確実にかけること。
- (2) 傾斜している場所では、前号のほか、変速レバーを最低速に切り換え、車輪に歯止めをすること。

### 第3節 丸太の荷役

（車体の安定）

第296条 加盟者及び施業実施者は、フォークリフトを使用して荷役作業を行う場合には、運転者に車体の停止位置の路面状態を確認させ、車体の安定が確保できる状態で作業を行わせなければならない。

（丸太の持上げ）

第297条 加盟者及び施業実施者は、フォークリフトの運転者に、次の各号に掲げる事項を行わせなければならない。

- (1) 許容荷重を超える荷を持ち上げないこと。
- (2) 丸太をフォークリフトに載せるときは、フォークの中心と丸太の重心を合わせ、材面がフォークの根元に接するまでフォークを差し込むこと。
- (3) 地面に接している丸太にフォークを無理に差し込まないこと。
- (4) 丸太を持ち上げるときは、フォークを一旦地面より5～10センチメートル上げ、丸太の安定、偏荷重の有無について異常のないことを確認した後、マストを後方に傾け、必要な高さまでフォークを上げること。

(5) 丸太を持ち上げた状態で運転席を離れないこと。

(丸太のはい付け)

第298条 加盟者及び施業実施者は、フォークリフトの運転者に、次の各号に掲げる事項を行わせなければならない。

- (1) はいの正面に対して直角に進入し、はいの手前で一旦停止し、先にはい付けしてある丸太について荷崩れ等の危険がないことを確認した後、はい付けにかかること。
- (2) はい付けするときは、マストを垂直にし、先にはい付けしてある丸太のやや高めの位置までフォークを上げ、静かにマストを前傾させて丸太を滑らせること。
- (3) 丸太が滑り降りないときに激しいティルト操作をして丸太を滑らせないこと。

(立入禁止)

第299条 加盟者及び施業実施者は、持ち上げた丸太の下へ作業者を立ち入らせてはならない。

## 第7章 実施を確保するための措置

(実施を確保するための措置)

第300条 協議会は、次の各号に掲げる事項を行わなければならない。

- (1) この規程の内容について講習を行う等その周知に努めること。
  - (2) 加盟者及び施業実施者が、この規程を守っていない場合には、適切な指導を行うこと。
- 2 加盟者及び施業実施者は、関係する作業者に対し、この規程の内容について教育しなければならない。

### 附 則

この規程は、平成29年7月1日から適用、令和4年4月に改定。